

第二期奈良市子どもの豊かな未来応援プラン  
(奈良市子どもの貧困対策計画)

## はじめに

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖するといった「子どもの貧困」が社会問題となっています。



国際連合においても2015年からSDGs(持続可能な開発目標)の「1. 貧困をなくそう」において、国際社会共通の目標として重要な位置づけとなっています。

これからの社会を担う子どもたちの無限の可能性を断ち切ることなく、将来への夢と希望を持って、子どもたち自らの力で未来を切り開くことができる社会を実現するために、「子どもの貧困」は児童の権利に関する条約の精神にのっとり、継続して取り組むべき喫緊の課題です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、今以上に子どもの貧困が進む恐れがあることも危惧されています。そこで、本市では「第二期奈良市子どもの豊かな未来応援プラン(奈良市子どもの貧困対策計画)」を策定し、引き続き子どもの貧困対策に、総合的に取り組んでまいります。

最後に、この計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様やアンケート調査などご協力をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げますとともに、今後の計画推進にあたりましても、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い致します。

令和4年3月

奈良市長

仲川 哲



## 目 次

第1部 現状把握・課題整理編	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 策定体制	3
第2章 市の子どもを取り巻く現状と課題	6
1 統計データからの現状	6
2 アンケート調査結果	15
3 本市の子どもを取り巻く課題	27
第3章 子どもの貧困対策推進にあたって	31
第2部 対策推進編	34
第4章 関係機関と連携した支援の整備に向けて	35
1 基本理念	35
2 相談体制の強化	36
3 関係機関との連携	40
4 つながり	41
第5章 施策の継続的な取り組み	43

1	既存施策の充実	43
2	個別施策一覧	44
第6章	ひとり親家庭への支援	48
1	ひとり親家庭への支援に向けた本市の方向性	48
2	ひとり親家庭への施策の展開	48
第7章	計画の推進	48
1	計画の推進体制	50
2	計画の進捗管理	50
3	経済的困難等を抱える子どもに関する指標	51
資料編		56
1	策定の経過	56
2	奈良市子どもの豊かな未来応援プラン (奈良市子どもの貧困対策計画) 推進会議開催要領	57
3	奈良市子どもの豊かな未来応援プラン (奈良市子どもの貧困対策計画) 推進会議出席者名簿	58

# 第1部 現状把握・課題整理編

## 第1章

## 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

平成26年に厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」によれば、平成24年の日本の子どもの貧困率は16.3%で、OECD（経済協力開発機構）加盟34か国中25位（2010年）であるということが明らかになりました。その後、令和元年の同調査では、子どもの貧困率は14.0%と、過去最悪だった平成24年から2.3ポイント改善したものの、依然として日本の子どもの7人に1人は貧困状態にあるという、非常に厳しい状況が続いています。

このような中、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策推進法）」が平成26年1月に施行されました。また、平成26年8月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

奈良県においては、平成28年3月に、経済的困難等を抱える子どもと家庭の「生きづらさ」に寄り添い、子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもの貧困対策推進法第9条に基づく奈良県計画として、新たに「経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」を策定しました。

奈良市においても、関連する各部局が連携を図りながら、子どもの未来を応援するための教育、生活、就労・経済的な支援施策を体系的に整理し、総合的に推進するため、平成29年3月に「奈良市子どもの豊かな未来応援プラン（奈良市子どもの貧困対策計画）」を策定し、全庁的に子どもの貧困対策を推進してきました。

その後、令和元年6月には、法律が一部改正され、さらに、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの基本的な考え方の下、令和元年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

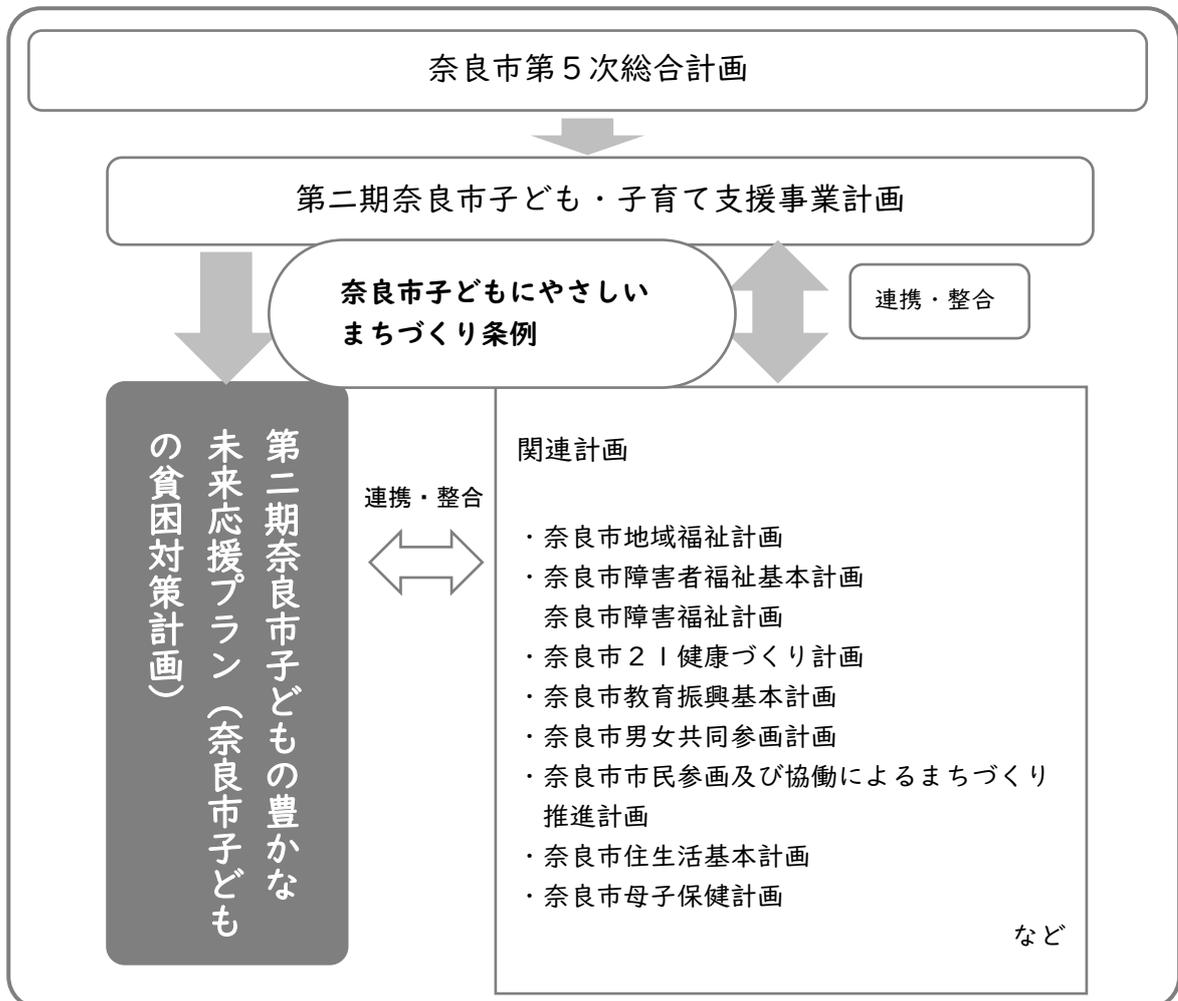
令和2年に入ってから、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、日本においても新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言を発令するなど、これまでの生活が大きく変化しました。働き方の変更や収入減少などの影響があった子育て家庭も多く、今後も厳しい状況が続くことが懸念されます。

本市では、これらの状況を勘案し、「すべての子どもが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望を持って成長していけるような、子どもにやさしいまち」の実現に向けて、第一期計画における取組を継承しつつ「第二期奈良市子どもの豊かな未来応援プラン（奈良市子どもの貧困対策計画）」を策定するものです。

この計画は、平成 27 年 4 月 1 日に施行された「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を基盤に、「子どもの権利条約」の理念の実現に向けて行うものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 4 条に基づくものであるとともに、「奈良市第 5 次総合計画」及び「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画」を上位計画としています。また、計画の推進にあたっては、関連する本市の各分野の計画との連携・整合性を十分に考慮しつつ、柔軟に施策を展開します。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。また、法律・大綱の改正や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第一期奈良市 子どもの豊かな未来応援プラン					第二期奈良市 子どもの豊かな未来応援プラン				

### 4 策定体制

#### (1) 子どもの豊かな未来応援プラン（子どもの貧困対策）推進会議

本計画を策定するために、計画内容を審議する「子どもの豊かな未来応援プラン（子どもの貧困対策）推進会議」を設置し、本市における現状や計画、方針等について議論・検討を行い、計画内容についての意見をいただきました。

#### (2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、本市における子どもの貧困の実態、貧困世帯と非貧困世帯の比較等を包括的に把握し、今後の施策の方向性を検討するために、子どもがいる世帯の生活実態に関する情報を収集することを目的とし、アンケート調査を実施しました。

#### (3) ヒアリング調査の実施

学校や関係団体等へのヒアリングなどの実情調査を行い、支援者側から見た子どもの貧困の実態・課題等を整理するとともに、学習支援や居場所づくり等を行うニーズに対する現存資源量及び必要な資源量を把握しました。

#### (4) 計画の検証

計画の各施策・事業等について、庁内の担当課を通じて施策・事業の確認、取りまとめを行い、計画に反映しました。

#### (5) パブリックコメントの実施

アンケートやヒアリング等の結果、子どもの貧困対策推進会議による議論・検討により策定した計画案について、広く市民から本計画（案）に対する意見を求めるため、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

## コラム なぜ、子どもの貧困対策に取り組むのか

### 「子どもの貧困」とは

日本には、生まれ育った環境によって、栄養バランスの取れた食事ができない子どもたちや、教育の機会が得られない子どもたちがいます。

しかし、貧困である子どもやその親に貧困の自覚がなく自ら支援を求めない場合や、貧困の自覚があっても周囲の目を気にして適切な支援を求めない場合があります。

このため、子どもの貧困は、「見えにくい」「わかりづらい」とも言われています。

(参照 子供の未来応援国民運動ホームページ)

### 子どもの貧困対策推進法と子どもの権利条約

「見えにくい」「わかりづらい」からといって、子どもの貧困を放置してはいけません。

子どもが貧困状態におかれることで、栄養失調になり痩せたり、学外の活動や部活動をあきらめたり、勉学に困難をきたしたりと、心身に様々な影響が出ます。

そして、努力しても無駄だと自己肯定感を持てなくなると、子どもが大人になっても貧困の連鎖が続きます。

こうした状態は、子どもの自助努力でどうにかなるものではなく、保護者も社会とのつながり、雇用の問題など様々な課題を抱えていることが多く、行政や民間団体、地域の住民が協力し合いながら支えていく必要があります。

日本でも平成 20 (2008) 年頃より子どもの貧困が問題提起されるようになり、平成 25 (2013) 年 6 月に子どもの貧困対策推進法が成立し、平成 26 (2014) 年 1 月に施行されました。そして令和元 (2019) 年の改正では、「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」子どもの貧困対策を推進することとなりました。

このように、子どもの貧困対策と子どもの権利条約は密接に関係しており、子どもの権利を守るためにも子どもの貧困対策を効果的に行う必要があります。

### ※子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

子どもの基本的人権を保障することを目的とした国際条約であり、世界のすべての子どもたちに、自らが権利を持つ主体であることを約束しています。

平成 2 (1990) 年に発効し、日本は平成 6 (1994) 年に批准しています。

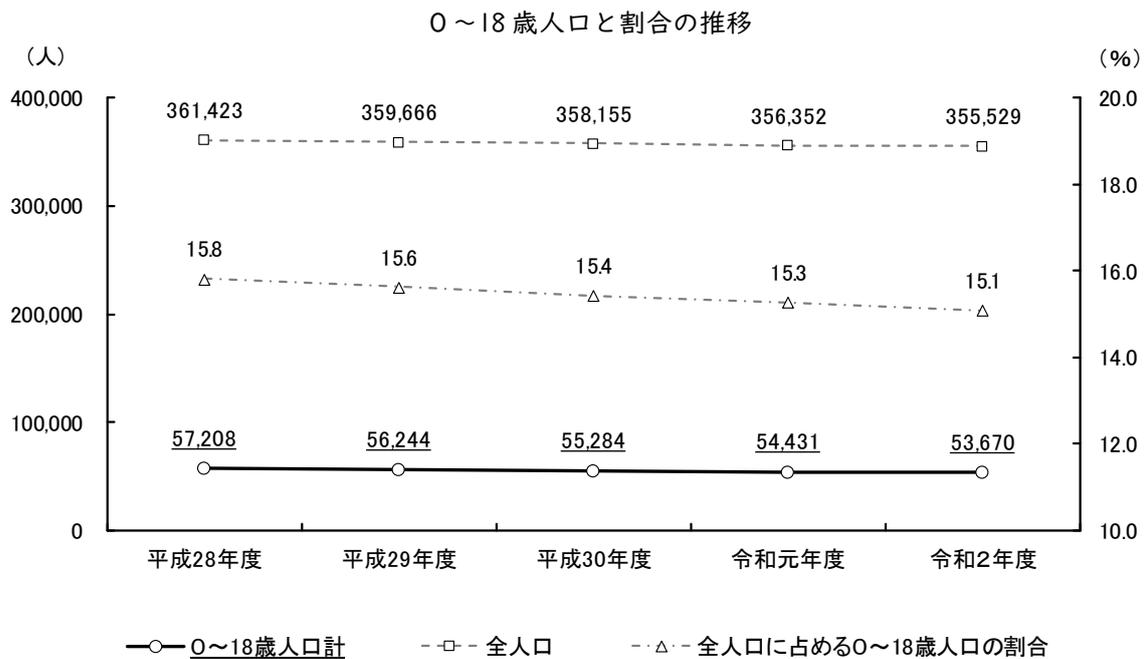
平成 31 (2019) 年 2 月現在、国際連合の加盟国数を上回る 196 の国と地域で締約され、世界で広く受け入れられている人権条約となっています。

## Ⅰ 統計データからの現状

### ① 0～18歳人口と割合の推移

本市の0～18歳人口は、平成28年度の57,208人から令和2年度の53,670人へと減少傾向にあります。

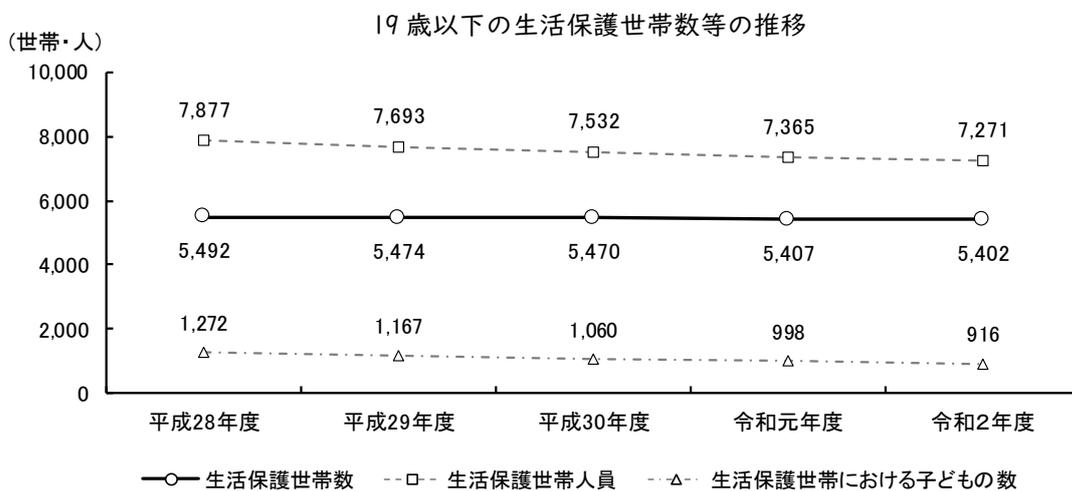
また、全人口に占める0～18歳人口の割合も減少しています。



資料：奈良市調べ（各年度4月1日現在）

## ② 19歳以下の生活保護世帯数等の推移

生活保護世帯数は、平成28年度の5,492世帯から令和2年度の5,402世帯へと減少傾向にあります。また、生活保護世帯における子どもの数は、平成28年度の1,272人をピークに減少傾向にあります。



資料：奈良市調べ（各年度4月1日現在）

## ③ 生活保護世帯に属する子どもの状況

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は、全国より高く、奈良県より低くなっています。生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率は、全国と同じ割合で、奈良県よりも高くなっています。生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率は、全国及び奈良県よりも低くなっています。

生活保護世帯に属する子どもの状況

単位：%

	高等学校等 進学率	高等学校等 中退率	大学等 進学率	子どもの 就職率 (中学卒業後)	子どもの 就職率 (高校卒業後)
奈良市	94.7%	4.1%	34.1%	1.8%	43.2%
奈良県（令和2年度）	95.5%	3.9%	35.8%	0.6%	49.0%
全国（令和2年度）	93.7%	4.1%	37.3%	1.0%	43.6%

資料：奈良市調べ

※高等学校等進学率：令和3年3月に中学校を卒業し、令和3年4月に高等学校等へ進学した子どもの進学率

※高等学校等中退率：令和2年度中に高等学校等を中退した子どもの中退率

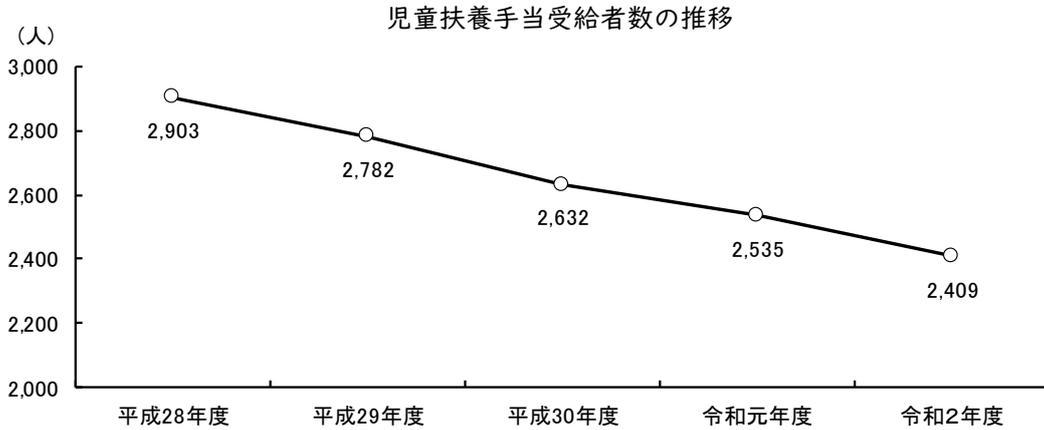
※大学等進学率（専修学校等を含む）：令和3年3月に高等学校等を卒業し、令和3年4月に大学等へ進学した子どもの進学率

※子どもの就職率（中学校卒業後）：令和3年3月に中学校を卒業した子どもの就職率

※子どもの就職率（高等学校等卒業後）：令和3年3月に高等学校等を卒業した子どもの就職率

#### ④ 児童扶養手当受給者数の推移

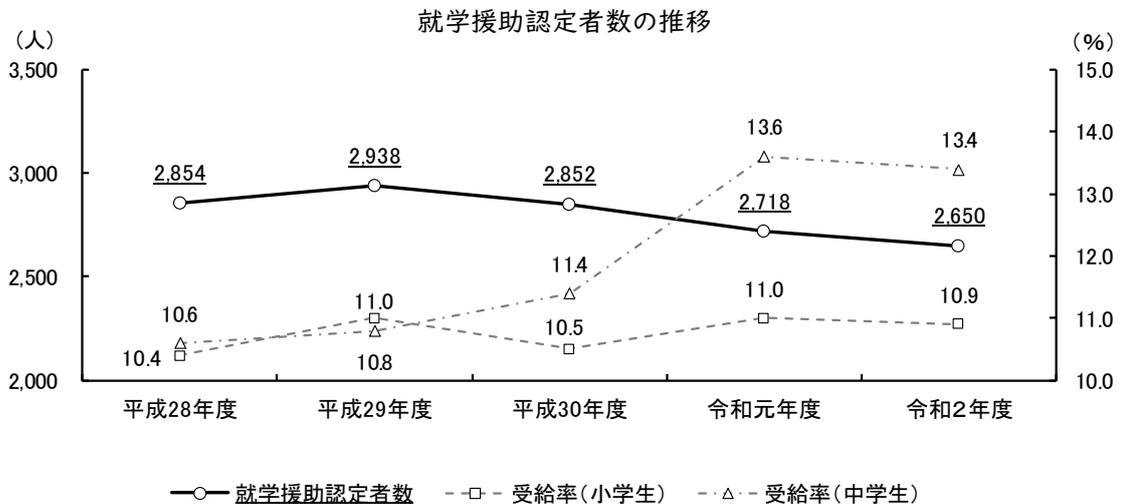
児童扶養手当受給者数は、平成28年の2,903人をピークに減少傾向にあります。



資料：奈良市調べ（各年度4月1日現在）

#### ⑤ 就学援助認定者数の推移

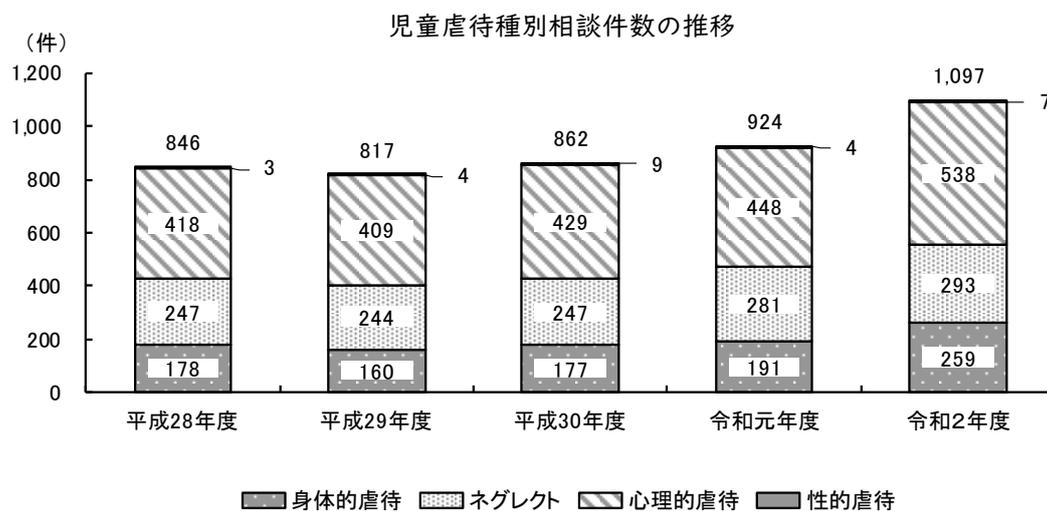
就学援助認定者数は、平成28年度の2,854人から平成29年度には2,938人へと増加したものの、平成30年度以降は減少傾向にあり、令和2年度では2,650人となっています。



資料：奈良市調べ

## ⑥ 児童虐待種別相談件数の推移

児童虐待種別相談件数は、平成28年度の846件から令和2年度では1,097件へと増加しています。また、児童虐待種別相談件数の構成割合は、心理的虐待が平成28年度から令和2年にかけてのすべての年で最も多くなっています。

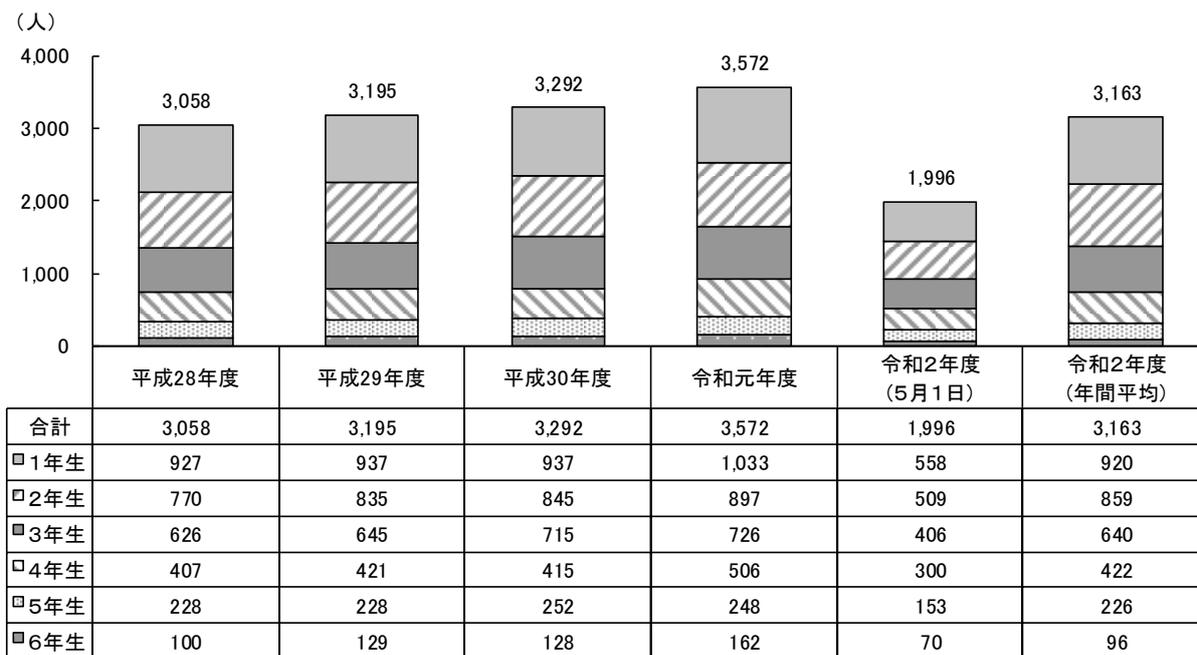


資料：奈良市調べ

## ⑦ バンビーホーム（放課後児童クラブ）登録児童数の推移

バンビーホームの登録人数は平成 28 年度から令和元年度にかけて増加傾向にありましたが、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受け 1,996 人まで減少したものの、年間平均では 3,163 人となっています。

バンビーホーム（放課後児童クラブ）登録児童数の推移

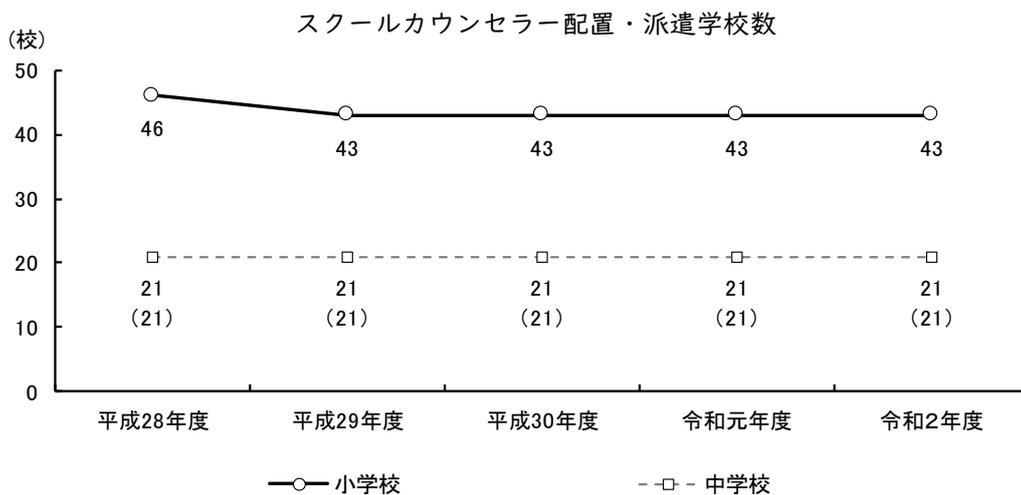


資料：奈良市調べ（各年度 5 月 1 日現在）

## ⑧ スクールカウンセラー配置・派遣学校数

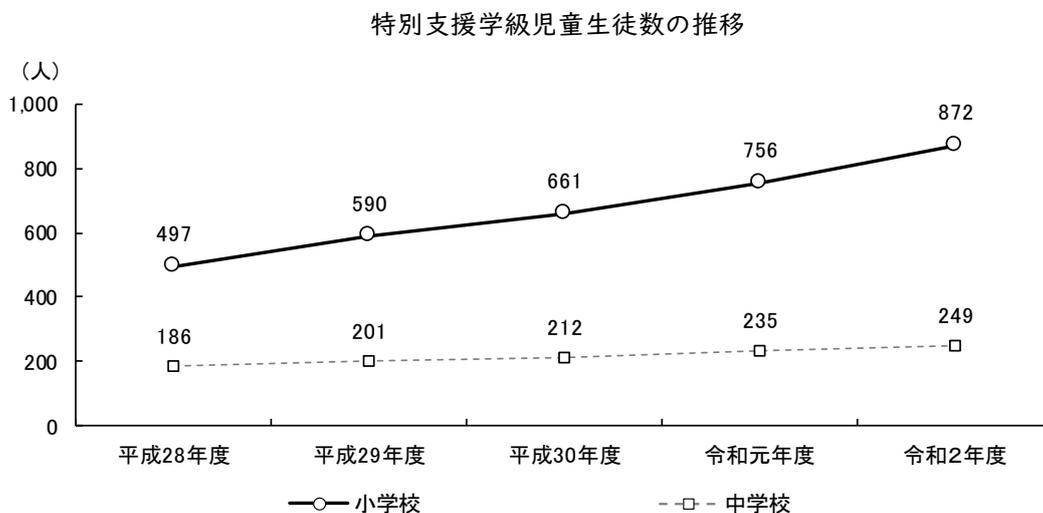
本市のスクールカウンセラー配置・派遣学校数の推移をみると、小学校、中学校ともに平成28年度以降、全校配置で推移しています。

※平成29年度に小学校の統廃合があり、全校数は46から43になっています。



## ⑨ 特別支援学級児童生徒数の推移

本市の特別支援学級児童生徒数の推移をみると、小学校、中学校ともに平成28年度以降増加傾向にあります。令和2年度では小学校で872人、中学校で249人となっています。



## ⑩ 中学校卒業者の卒業後の状況

本市の中学校卒業者の卒業後の状況をみると、平成 28 年以降、総進学者の割合は減少傾向にあり、令和 2 年で 99.3%となっています。

中学校卒業者の卒業後の状況

単位：人、%

区分	平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
卒業生	3,615	100.0	3,661	100.0	3,578	100.0	3,451	100.0	3,370	100.0
総進学者(A)+(B)	3,600	99.6	3,642	99.5	3,556	99.4	3,430	99.4	3,347	99.3
高等学校等進学者(A)	3,568	98.7	3,624	99.0	3,543	99.0	3,414	98.9	3,332	98.9
専修学校（高等課程）進学者(B)	27	0.7	15	0.4	7	0.2	11	0.3	9	0.3
専修学校（一般課程）等入学者(B)	5	0.1	3	0.1	6	0.2	5	0.1	6	0.2
公共職業能力開発施設等入学者(B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就職者(C)	4	0.1	5	0.1	1	-	-	-	4	0.1
上記以外のもの	10	0.3	13	0.4	21	0.6	16	0.5	19	0.6
死亡・不詳	1	0.0	1	0.0	-	-	5	0.1	-	-
(A),(B)のうち就職している者(D)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総就職者(C)+(D)	4	0.1	5	0.1	1	-	-	-	4	0.1

資料：統計なら（各年 5 月 1 日現在）

## ⑪ 高等学校卒業者の卒業後の状況

本市の高等学校卒業者の卒業後の状況をみると、令和2年の総進学者の割合は89.6%となっており、平成28年から1.1ポイント下がっています。

高等学校卒業者の卒業後の状況

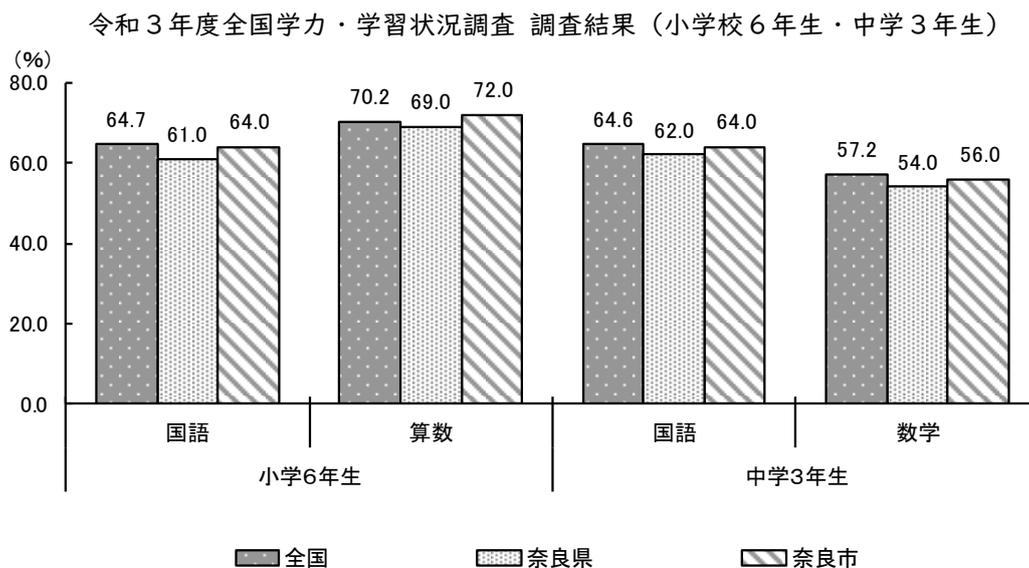
単位：人、%

区分	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
	実数	割合								
卒業生	3,876	100.0	3,905	100.0	3,897	100.0	3,717	100.0	3,752	100.0
総進学者(A)+(B)	3,517	90.7	3,463	88.7	3,455	88.7	3,368	90.6	3,362	89.6
大学等進学者(A)	2,607	67.3	2,632	67.4	2,608	66.9	2,507	67.4	2,583	68.8
専修学校(専門課程)進学者(B)	420	10.8	393	10.1	347	8.9	334	9.0	354	9.4
専修学校(一般課程)等入学者(B)	488	12.6	434	11.1	500	12.8	527	14.2	423	11.3
公共職業能力開発施設等入学者(B)	2	0.1	4	0.1	-	-	-	-	2	0.1
就職者(C)	214	5.5	251	6.4	239	6.1	226	6.1	213	5.7
上記以外のもの	145	3.7	191	4.9	203	5.2	97	2.6	177	4.7
死亡・不詳	-	-	-	-	-	-	1	0.0	-	-
(A),(B)のうち就職している者(D)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総就職者(C)+(D)	214	5.5	251	6.4	239	6.1	226	6.1	213	5.7

資料：統計なら（各年5月1日現在）

⑫ 令和3年度全国学力・学習状況調査 調査結果  
 (小学校6年生・中学3年生)

本市の令和3年度全国学力・学習状況調査結果をみると、小学校6年生の「算数」では、全国及び奈良県よりも平均正答率が高い値となっています。またすべての教科において奈良県より高い値となっています。



資料：令和3年度 全国学力・学習状況調査

## 2 アンケート調査結果

### (1) 調査概要

#### ① 調査の目的

本調査は、奈良市の子どもが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるよう、学校や家での生活の様子、将来についての考えや希望、子育て世帯の生活環境・経済状況を把握し、今後の本市の貧困対策の基礎資料とすることを目的として実施したものです。

#### ② 調査対象

奈良市在住の市内小学5年生の児童とその保護者、および市内中学2年生の生徒とその保護者

#### ③ 調査期間

令和3年11月5日から11月22日

#### ④ 調査方法

学校配布・郵送回収

#### ⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
子ども	2,000通	998通	49.9%
保護者	2,000通	1,028通	51.4%

※本アンケートの全回答は、市HPから「奈良市子どもの生活に関するアンケート調査結果報告書」をご覧ください。

## (2) 本調査における各分析指標の定義

### 相対的貧困層分析概要

本調査では、「親と子の生活意識に関する調査（内閣府）」における分析方法を参考に、等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯を、相対的貧困層と想定しました。

しかし、本調査では世帯人数と可処分所得の回答のみで相対的貧困層と非相対的貧困層を区分しており、相対的貧困層に該当した世帯すべてが実際の生活に困難を抱えているものではありません。

（内閣府調査では、世帯人数と世帯収入（税込）との関係で分類しており、本調査とは世帯収入の選択肢区分が異なる）

※等価可処分所得…世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得

※可処分所得…所得から税や社会保険料等を除いた、いわゆる「手取り収入」

表：本調査における相対的貧困層の考え方

		可処分所得											わからない	無回答	
		100万円未満	100万円以上200万円未満	200万円以上300万円未満	300万円以上400万円未満	400万円以上500万円未満	500万円以上600万円未満	600万円以上700万円未満	700万円以上800万円未満	800万円以上900万円未満	900万円以上1000万円未満	1000万円以上			
世帯人数	2人	相対的貧困層													
	3人	相対的貧困層													
	5人	相対的貧困層													
	6人	相対的貧困層					非相対的貧困層								
	7人	相対的貧困層													
	8人以上	相対的貧困層													
	無回答														

### 【奈良市の相対的貧困率（アンケート調査より）】

	相対的貧困率
全世帯	17.1%
ひとり親世帯	56.1%
子ども	16.8%

※ひとり親世帯は「母子世帯」「父子世帯」を対象としています。

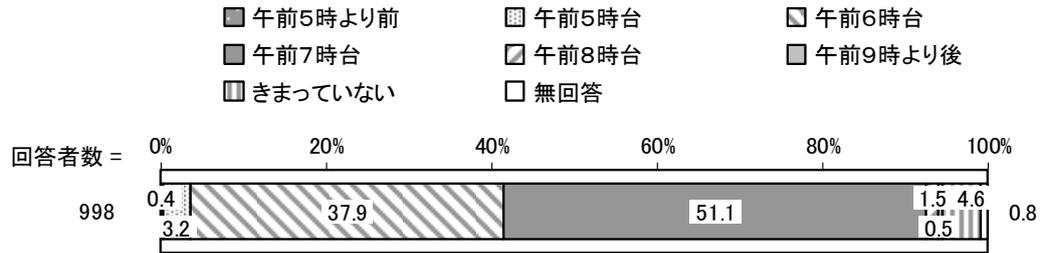
※子どもは17歳以下の人を対象としています。

### (3) 主な調査結果

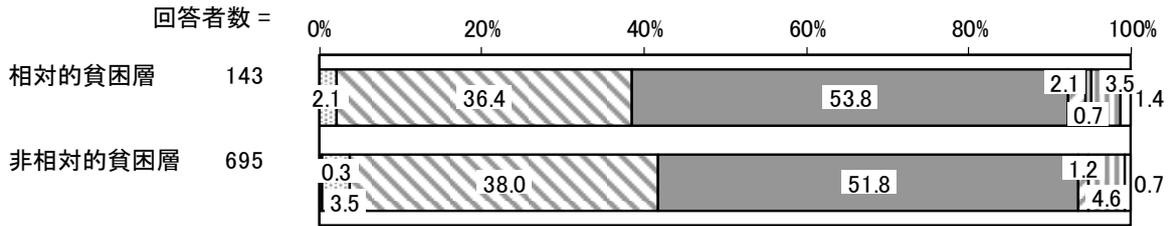
#### 【子ども調査】

##### ① 平日の起床時間

「午前7時台」の割合が51.1%と最も高く、次いで「午前6時台」の割合が37.9%となっています。相対的貧困層で、起床時間が遅い傾向となっています。

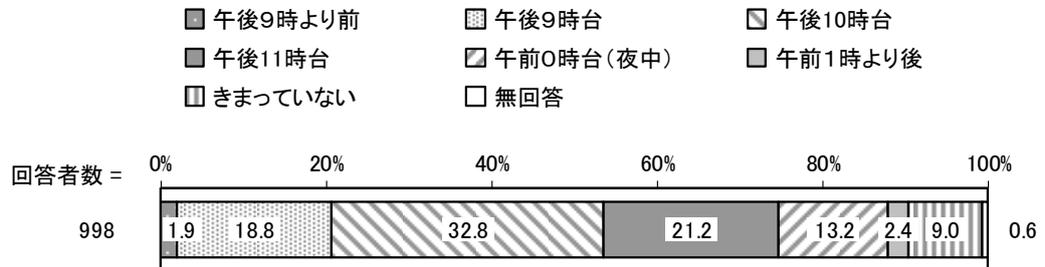


#### 【相対的貧困層】

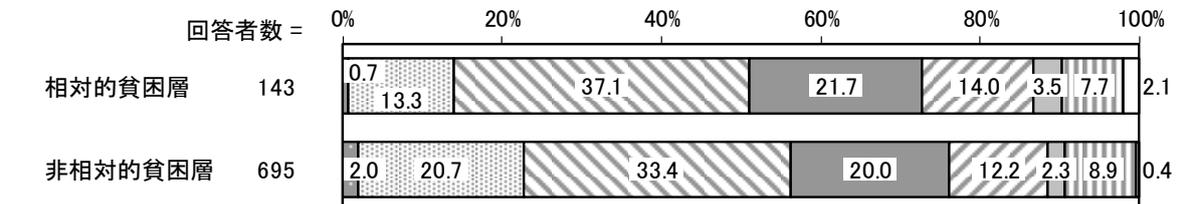


##### ② 平日の就寝時間

「午後10時台」の割合が32.8%と最も高く、次いで「午後11時台」の割合が21.2%、「午後9時台」の割合が18.8%となっています。相対的貧困層で、就寝時間が遅い傾向となっています。



#### 【相対的貧困層】

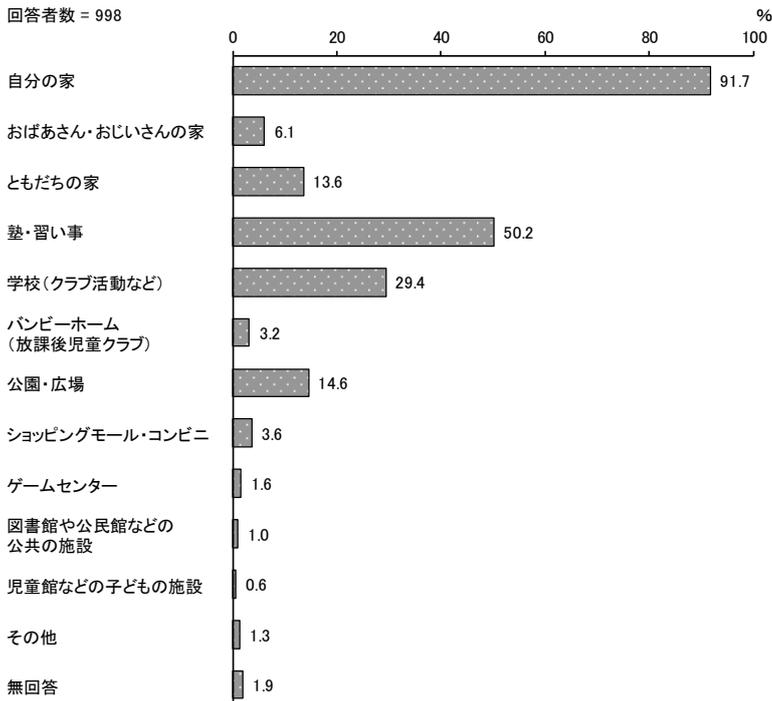


### ③ 平日の放課後の過ごし方

「自分の家」の割合が91.7%と最も高く、次いで「塾・習い事」の割合が50.2%、「学校（クラブ活動など）」の割合が29.4%となっています。

相対的貧困層で「学校（クラブ活動など）」の割合が高くなっています。

回答者数 = 998



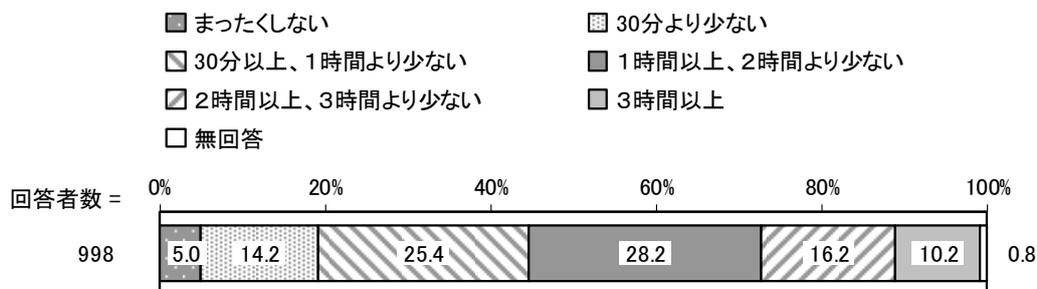
#### 【相対的貧困層別】

単位：%

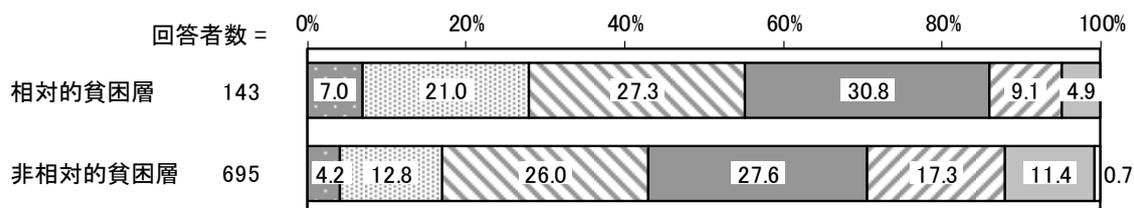
区分	回答者数(件)	自分の家	おばあさん・おじいさんの家	ともだちの家	塾・習い事	学校(クラブ活動など)	バンビーホーム(放課後児童クラブ)	公園・広場	ショッピングモール・コンビニ	ゲームセンター	図書館や公民館などの公共の施設	児童館などの子どもの施設	その他	無回答
相対的貧困層	143	90.2	8.4	9.1	33.6	34.3	2.8	12.6	2.8	—	0.7	—	1.4	2.1
非相対的貧困層	695	91.8	5.9	14.8	54.1	27.9	2.9	15.0	3.6	1.7	0.9	0.7	1.3	2.0

#### ④ 授業時間以外の1日あたりの勉強時間

「1時間以上、2時間より少ない」の割合が28.2%と最も高く、次いで「30分以上、1時間より少ない」の割合が25.4%、「2時間以上、3時間より少ない」の割合が16.2%となっています。相対的貧困層で、勉強時間が短い傾向にあります。

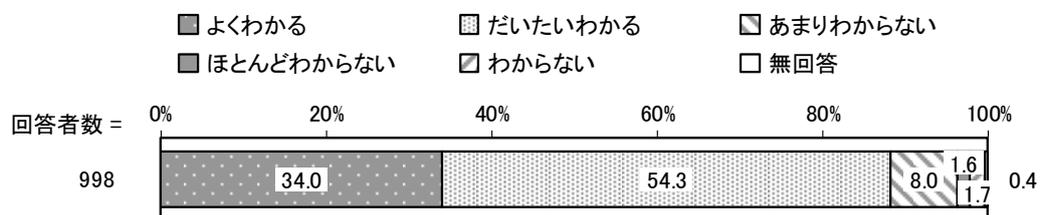


#### 【相対的貧困層】

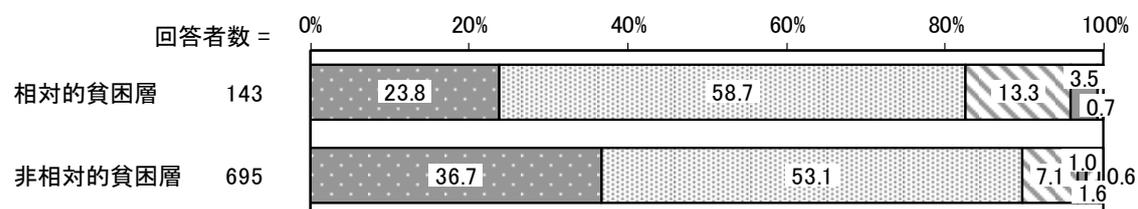


#### ⑤ 学校の授業の理解度について

「よくわかる」と「だいたいわかる」をあわせた“わかる”の割合が88.3%、「あまりわからない」と「ほとんどわからない」と「わからない」をあわせた“わからない”の割合が11.3%となっています。相対的貧困層で、“わかる”の割合が低くなっています。



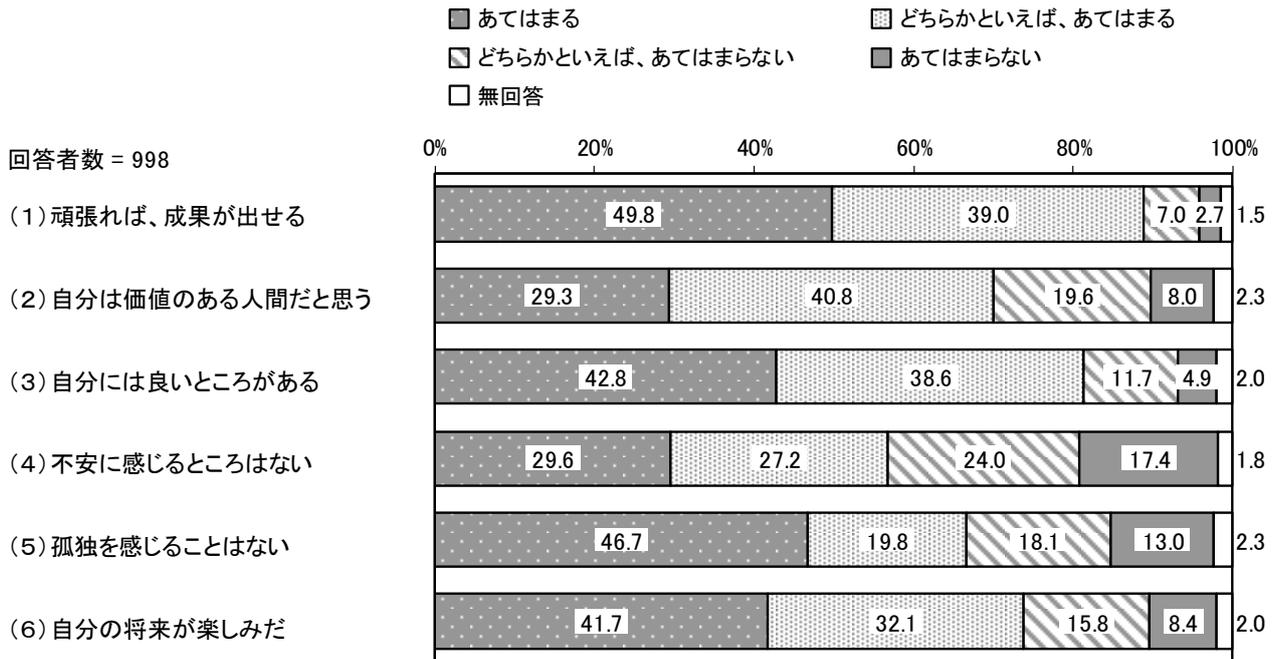
#### 【相対的貧困層】



## ⑥ 自分自身のことについて

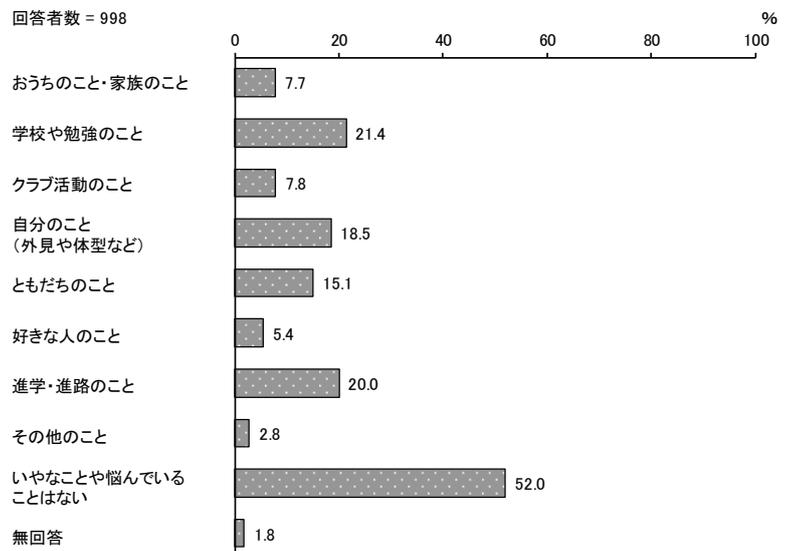
『(1) 頑張れば、成果が出せる』で「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」をあわせた“あてはまる”の割合が高くなっています。

一方、『(4) 不安に感じるところはない』で「どちらかといえば、あてはまらない」と「あてはまらない」をあわせた“あてはまらない”の割合が高くなっています。



## ⑦ いやなことや悩んでいることについて

「いやなことや悩んでいることはない」の割合が52.0%と最も高く、次いで「学校や勉強のこと」の割合が21.4%、「進学・進路のこと」の割合が20.0%となっています。



【小5・中2別】

小学生に比べ、中学生で「学校や勉強のこと」「クラブ活動のこと」「自分のこと（外見や体型など）」「進学・進路のこと」の割合が高くなっています。

単位：％

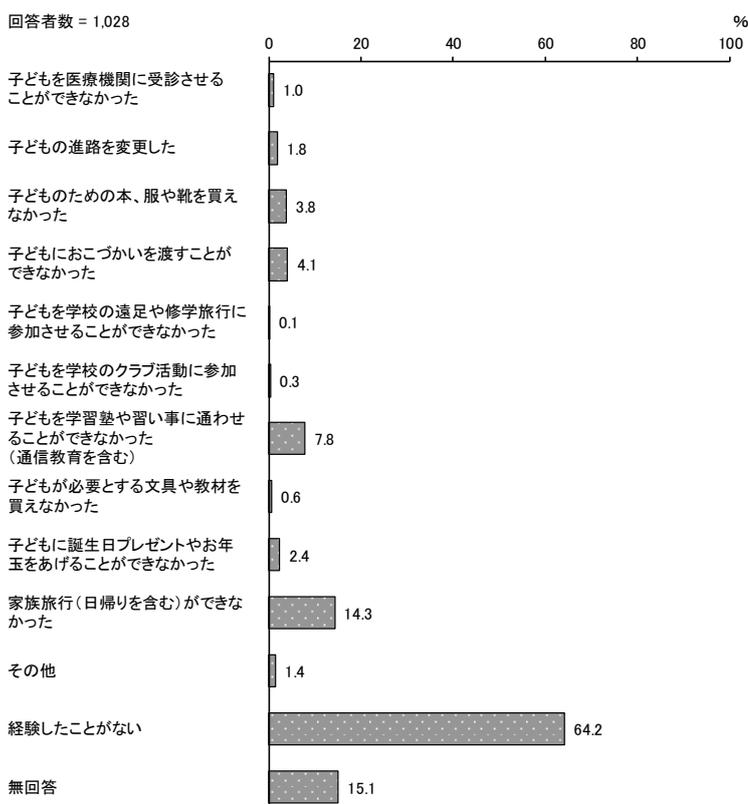
区分	回答者数 (件)	家族の おうちの こと・家 のこと	学校や 勉強の こと	クラブ 活動の こと	自分の こと (外見 や体型 など)	ともだ ちの こと	好き な 人 の こ と	進学 ・ 進 路 の こ と	その 他 の こ と	いや な こ と や 悩 ん で い る こ と は な い	無 回 答
小学生	563	6.4	13.0	1.8	14.2	15.3	4.4	9.6	2.8	60.2	2.3
中学生	426	9.4	32.6	16.0	23.9	14.8	6.3	33.8	2.6	41.5	1.2

【保護者調査】

① 経済的な理由で経験をしたことについて

選択肢にあがっているような経験を「経験したことがない」の割合が64.2%と最も高く、次いで「家族旅行(日帰りを含む)ができなかった」の割合が14.3%となっています。

相対的貧困層で、「子どものための本、服や靴を買えなかった」「子どもにおこづかいを渡すことができなかった」「子どもを学習塾や習い事に通わせることができなかった」「子どもに誕生日プレゼントやお年玉をあげることができなかった」「家族旅行(日帰りを含む)ができなかった」の割合が高くなっています。



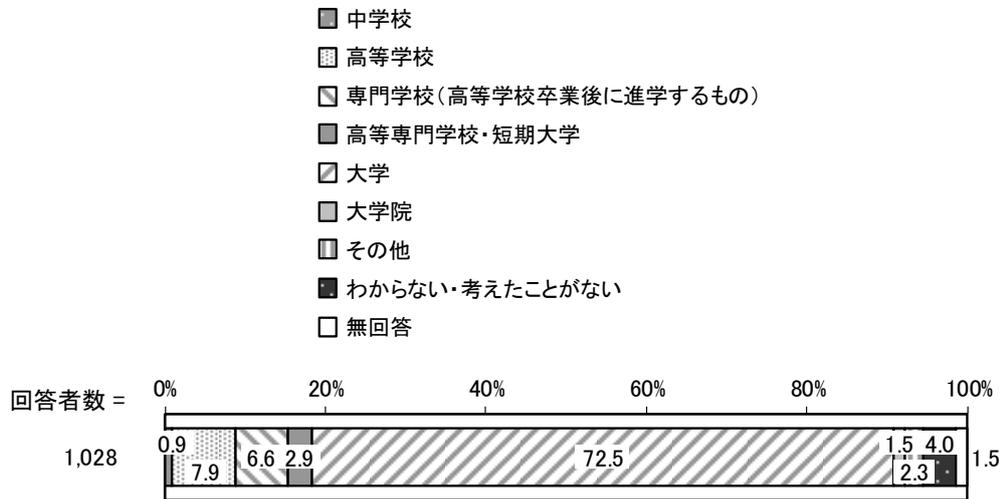
【相対的貧困層】

単位：％

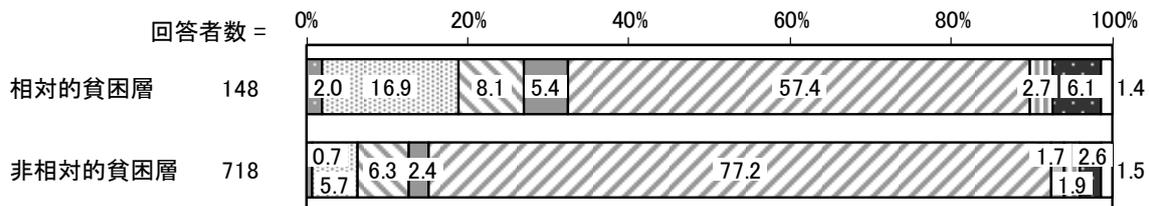
区分	回答者数(件)	子どもを医療機関に受診させる ことができなかった	子どもの進路を変更した	子どものための本、服や靴を 買えなかった	子どもにおこづかいを渡すことが できなかった	子どもを学校の遠足や修学旅行に 参加させることができなかった	子どもを学校のクラブ活動に参加 させることができなかった	子どもを学習塾や習い事に通わせる ことができなかった(通信教育を含む)	子どもを学校のクラブ活動に参加 させることができなかった	子どもが必要とする文具や教材を 買えなかった	子どもに誕生日プレゼントやお年玉 をあげることができなかった	家族旅行(日帰りを含む)が できなかった	その他	経験したことがない	無回答
相対的貧困層	148	4.7	3.4	13.5	12.2	0.7	2.0	20.3	3.4	10.8	29.7	—	45.3	14.2	
非相対的貧困層	718	0.3	1.3	1.9	2.4	—	—	5.4	0.1	0.8	11.8	1.5	68.1	15.2	

② 子どもの進学の希望についての考え

「大学」の割合が 72.5%と最も高くなっています。相対的貧困層で、「高等学校」の割合が高く、「大学」の割合が低くなっています。



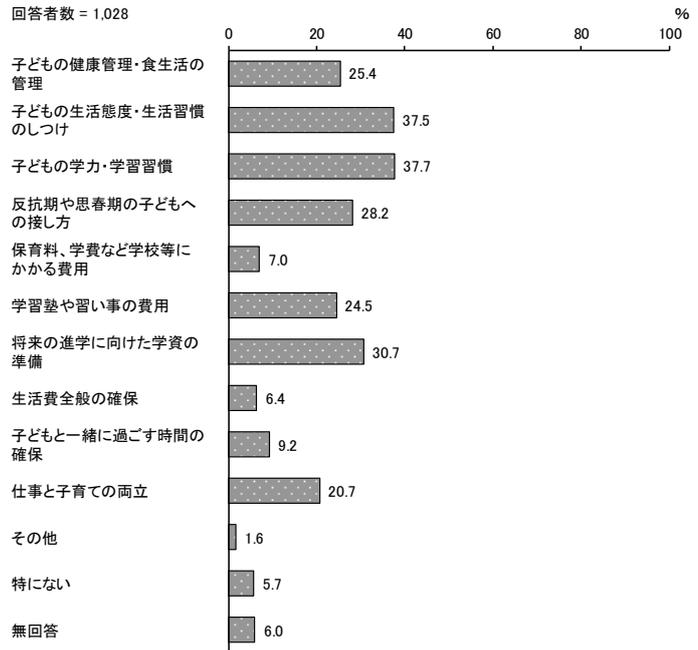
【相対的貧困層】



### ③ 子育てについて特に大変だと感じることについて

「子どもの学力・学習習慣」の割合が37.7%と最も高く、次いで「子どもの生活態度・生活習慣のしつけ」の割合が37.5%、「将来の進学に向けた学資の準備」の割合が30.7%となっています。

相対的貧困層で、「保育料、学費など学校等にかかる費用」「将来の進学に向けた学資の準備」の割合などが特に高くなっています。



#### 【相対的貧困層】

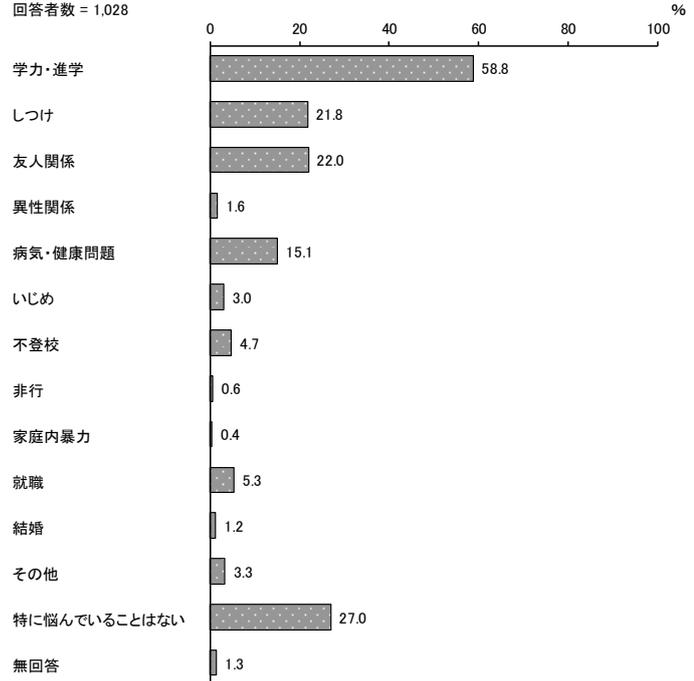
単位：%

区分	回答者数(件)	子どもの健康管理・食生活の管理	子どもの生活態度・生活習慣のしつけ	子どもの学力・学習習慣	反抗期や思春期の子どもへの接し方	保育料、学費など学校等にかかる費用	学習塾や習い事の費用	将来の進学に向けた学資の準備	生活費全般の確保	子どもと一緒に過ごす時間の確保	仕事と子育ての両立	その他	特にない	無回答
相対的貧困層	148	20.9	27.7	39.2	24.3	12.8	25.7	37.2	13.5	8.1	22.3	0.7	4.1	8.8
非相対的貧困層	718	26.9	40.9	38.7	30.9	5.7	23.5	29.1	4.2	10.2	22.3	1.3	5.0	5.0

#### ④ 子どもに関する悩みごとについて

「学力・進学」の割合が58.8%と最も高く、次いで「特に悩んでいることはない」の割合が27.0%、「友人関係」の割合が22.0%となっています。

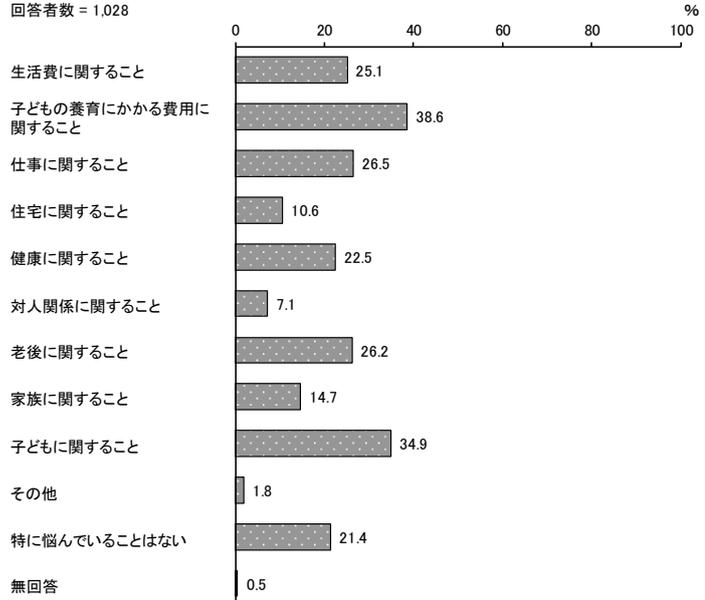
回答者数 = 1,028



#### ⑤ 自分に関する悩みごとについて

「子どもの養育にかかる費用に関すること」の割合が38.6%と最も高く、次いで「子どもに関すること」の割合が34.9%、「仕事に関すること」の割合が26.5%となっています。

回答者数 = 1,028



相対的貧困層、ひとり親家庭で、「生活費に関すること」「子どもの養育にかかる費用に関すること」の割合が高くなっています。

【相対的貧困層】

単位：%

区分	回答者数 (件)	生活費に関する こと	子どもの養育にかか る費用に関する こと	仕事に関する こと	住宅に関する こと	健康に関する こと	対人関係に関する こと	老後に関する こと	家族に関する こと	子どもに関する こと	その他	特に悩んで いることは ない	無回答
相対的貧困層	148	45.3	52.0	27.7	19.6	23.0	6.1	35.8	16.2	34.5	1.4	14.9	0.7
非相対的貧困層	718	21.2	34.8	26.9	8.1	22.4	6.7	23.4	14.1	35.8	1.8	22.3	0.3

【家庭類型別】

単位：%

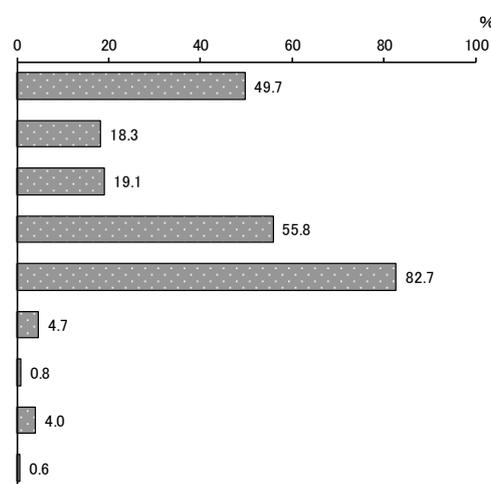
区分	回答者数 (件)	生活費に関する こと	子どもの養育にかか る費用に関する こと	仕事に関する こと	住宅に関する こと	健康に関する こと	対人関係に関する こと	老後に関する こと	家族に関する こと	子どもに関する こと	その他	特に悩んで いることは ない	無回答
母子・父子・ 養育者世帯	125	43.2	50.4	35.2	20.0	31.2	8.8	37.6	15.2	39.2	1.6	14.4	1.6
その他の世帯	880	22.7	37.3	25.3	9.4	21.7	6.9	24.8	14.3	34.7	1.7	22.4	0.2

⑥ 子どもに対して、必要と思われる支援について

「子どもの進学・就学にかか  
る費用が軽減される  
こと」の割合が 82.7%と  
最も高く、次いで「子ども  
の医療にかかる費用が無  
料化されること」の割合が  
55.8%、「子どもの学力保  
障、学習支援」の割合が  
49.7%となっています。

回答者数 = 1,028

- 子どもの学力保障、学習支援
- 子どもの放課後の居場所づくり
- 子ども自身が生活のことなどの  
悩みを相談できること
- 子どもの医療にかかる費用が  
無料化されること
- 子どもの進学・就学にかかる  
費用が軽減されること
- その他
- わからない
- 特にな
- 無回答



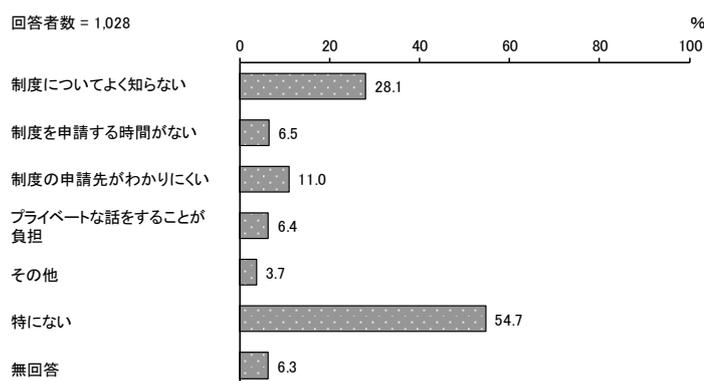
【相対的貧困層】

単位：％

区分	回答者数(件)	子どもの学力保障、学習支援	子どもの放課後の居場所づくり	子ども自身が生活のことなどの悩みを相談できること	子どもの医療にかかる費用が無料化されること	子どもの進学・就学にかかる費用が軽減されること	その他	わからない	特にない	無回答
相対的貧困層	148	58.8	14.2	16.9	56.8	85.8	4.1	—	1.4	—
非相対的貧困層	718	47.1	18.8	19.1	53.8	81.2	4.9	1.0	4.9	0.6

⑦ 奈良市の支援制度を受けるうえで、困ったことについて

「特にない」の割合が54.7%と最も高く、次いで「制度についてよく知らない」の割合が28.1%、「制度の申請先がわかりにくい」の割合が11.0%となっています。



【相対的貧困層別】

単位：％

区分	回答者数(件)	制度についてよく知らない	制度を申請する時間がない	制度の申請先がわかりにくい	プライベートな話をすることが負担	その他	特にない	無回答
相対的貧困層	148	27.0	10.8	14.9	15.5	6.1	50.0	5.4
非相対的貧困層	718	26.7	6.1	10.2	4.5	3.2	57.7	5.7

### 3 本市の子どもを取り巻く課題

統計資料分析、アンケート調査結果から、本市の子どもを取り巻く課題を、「関係機関と連携した支援の整備」「経済的支援」、「居場所」、「生活支援」、「教育支援」の5つの視点で整理しました。

#### (1) 「関係機関と連携した支援の整備」における課題

##### ① 支援ネットワークによる「つなぎ」体制の構築

子どもへのアンケート調査では「いやなことや悩んでいることはない」の割合が約半数となっていますが、中学生で「学校や勉強のこと」「進学・進路のこと」で悩んでいる割合（約3割）が小学生（約1割）の約3倍となり高くなっています。

また、悩んでいることがあるときに誰に相談するかでは「お母さん」「学校のともだち」「お父さん」の順に高くなっているものの、「誰にも相談しない」の割合も1割強となっており、いやなことや悩んでいることがない子どもは自己肯定感が高い傾向がみられることから、一人で悩みを抱えることなく、悩みを相談できる人や相談しやすい窓口の整備が求められます。

一方、保護者へのアンケート調査では、保護者の子どもに関する悩みで悩んだことがあっても相談しなかった理由としては「相談しても事態は変わらないから」の割合が6割弱、次いで「プライベートな話をすることが負担だから」の割合が約2割となっています。

「相談しても事態は変わらないから」と回答している人は、複合的な要因で困難な事態に陥り、過去に相談しても事態が変わらなかった経験があることも考えられます。それぞれの事情に対応するために必要な支援へつなぐことができる相談窓口や支援者のネットワークの構築が必要です。また、困難を抱える子どもや保護者がどのような背景を抱えているかを十分に理解し、できるだけ早期に寄り添って支援できるよう支援者への啓発や研修の充実等も検討していくことが求められます。

##### ② 困難を抱える家庭へ必要な支援が届く体制

保護者へのアンケート調査では、奈良市の支援制度を受ける上で困ったことについての設問で「制度についてよく知らない」割合が3割弱となっており、「制度の申請先がわかりにくい」割合も1割強となっていることから、必要の方に必要な支援が確実に届くよう広報・周知の徹底が引き続き求められます。

また、単独の機関で解決できない複合的な困難をかかえている子どもや家庭の支援には、複数の機関が相互に連携して対応するネットワーク支援体制が必要です。

## (2) 「経済的支援」における課題

保護者へのアンケート調査では、お子さんに対して必要（重要）と思われる支援として、「子どもの進学・就学にかかる費用が軽減されること」が8割を超えもっとも高く、次いで「子どもの医療にかかる費用が無料化されること」が約6割となっており、相対的貧困層では、特に、「子どもの進学・就学にかかる費用が軽減されること」の割合が約9割となっています。子どもにかかる教育費や医療費を負担に感じており、費用の軽減が求められていることがうかがえます。

相対的貧困層では、希望するお子さんの進学先として「大学」と回答した保護者の割合が、非相対的貧困層と比べ低く、「高等学校」と回答した割合では、非相対的貧困層では1割に満たないのに対し、相対的貧困層では約2割と高くなっています。相対的貧困層において、希望どおりの進学ができない理由として、「経済的な余裕がないから」という回答もあり、経済力により進学をあきらめている傾向が見られます。

保護者へのアンケート調査から、保護者自身が悩んでいることでは、「仕事に関すること」の割合が2割以上となっています。また、ひとり親家庭においては、「仕事に関すること」の割合が3割以上となっており、その他の世帯に比べて高くなっています。

子育てと生計の担い手をひとりの親が担っており、働き手が一人しかいないことに加え、非正規雇用の不安定な収入や失業等による収入減少が生活困窮に直結するリスクが高くなることから、より雇用条件の良い職への就業のためにも資格取得が必要と考えていることがうかがえます。

また、保護者の就労状況が、子どもの教育や将来の就労に影響を与えると考えられるため、保護者への就労支援は必要です。また、生活（子育て等）とのバランスがとれるよう、保護者自身に寄り添った就労支援が求められています。

### (3) 「居場所」における課題

子どもの居場所の確保は、子どもの心身の発達や、社会を学ぶ場としても重要です。

コロナ禍により、子どもの外出や外での食事などが抑制され、子ども食堂等の活動も困難となるなど、これまでの生活様式が一変しました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、子どもの居場所がなくなってしまうよう支援団体等の状況も踏まえた多方面からの支援が必要です。

子どもへのアンケート調査では、平日の放課後に「自分の家」で過ごしている子どもの割合が高くなっており、おうちの人と過ごしていることが多く、家以外で過ごすことが少なくなっています。

共働き世帯の増加や、家庭の抱える困難の複雑・深刻化、地域のつながりの希薄化により、安心して過ごせる居場所がなく、孤立してしまう子どもも少なくありません。こうした子どもが家庭や学校以外で安心して過ごせる環境づくりとして、地域と連携し、多世代で交流でき、保護者以外で社会との接点になる第3の居場所（サードプレイス）づくりをすすめていくことが必要です。

### (4) 「生活支援」における課題

子どもへのアンケート調査では、相対的貧困層で就寝時間が遅く、起床時間が遅い傾向となっています。規則正しい生活習慣を小さい頃から身につけていくことが必要となっています。

子どもの生活リズムを改善することや、子どもが家族を含め多様な人と関わりをもち様々な経験をする、また子どもが悩みを乗り越える体験をすることが、子どもの自己肯定感を高め、子どもが生まれながらにして持つ自ら成長していく力を高めることにつながると考えられます。そのためにも、子どもがひとりで悩むことがないよう気軽に相談できる支援・体制づくりや、人との関わりの中かで、褒められる、認められる等の経験が得られる場としての居場所をつくるなどの支援が求められます。

ひとり親家庭では、保護者自身が悩んでいることとして、「生活費に関すること」、「子どもの養育費にかかる費用に関すること」の割合が、その他の世帯に比べ、高くなっています。また、現在必要としている支援として、ひとり親家庭で「住宅を探したり、住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」の割合が高くなっています。

相対的貧困層において、保護者自身が悩んでいることでは、「住宅に関すること」の割合が約2割となっており、生活費のなかで住宅に関する費用の占める割合が高く、費用負担の軽減が求められていることがうかがえます。

市の支援制度を受ける上で困ったことをみると、「制度についてよく知らない」と回答した割合が約3割となっており、市が行っている制度等の周知を行っていくことが求められています。

## (5) 「教育支援」における課題

本市における、全国学力・学習状況調査結果をみると、本市の平均正答率は、小学校・中学校ともに県と比べて高くなっています。しかしその一方で、保護者へのアンケート調査では、子どもの「学力・進学」について悩んでいる保護者が多く、子育てをしていて特に大変だと感じていることとして、「子どもの学力・学習習慣」の割合が高く、学力の向上や学習習慣の定着、進学等が悩みとして多くあげられています。

子どもへのアンケート調査において、相対的貧困層で「学校の授業がわからない」と回答した子どもの割合が非相対的貧困層に比べて高くなっており、授業時間以外での勉強時間も、非相対的貧困層に比べて短い傾向となっています。

すべての子どもたちが、自分に自信を持ち、何事にも前向きにチャレンジし、困難に直面してもくじけず立ち向かっていく力を持つことが必要です。さらに、子どもたちが学校の授業を理解し、自ら学びに向かうことができるよう、学習習慣や読書習慣といった日常生活の望ましい過ごし方を身に付けるための支援が求められます。

保護者へのアンケート調査において相対的貧困層では約2割の方が「子どもを学習塾や習い事に通わせることができなかった」経験をしており、6割の方が必要な支援として「子どもの学力保障、学習支援」をあげています。

また、相対的貧困層かどうかに関わらず8割以上の方が必要な支援として「子どもの進学・就学にかかる費用が軽減されること」をあげています。

所得格差や家庭環境が保護者の学習に対する認識に影響し、さらには子どもの学習習慣や学習の機会に影響することが考えられます。

## 視点Ⅰ 新型コロナウイルス感染症の影響と本市の子どもの貧困対策

令和元（2019）年12月から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進むにつれ、翌年2月の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業や、4月の全国緊急事態宣言により、私たちを取り巻く生活環境に大きな影響をもたらしました。

その後、新型コロナウイルス感染症がどのようなものであるかが徐々に明らかとなり、それに対抗するワクチンの接種や新しい生活様式に従って生活を送っていますが、令和4年（2022）年現在、新型コロナウイルス感染症は感染者急増の点でいくつかの波を繰り返しながら、未収束の状態となっています。

その新型コロナウイルス感染症により、一部の世帯では収入が減少し、支出が増加する一方で、外出自粛やステイホームの影響から家にいる時間が増え、子どもと過ごす時間が増えたことが今回のアンケートから明らかになりました。

このような状況の中、本市では令和2年から子育て世帯に対する臨時給付金やフードバンク事業等を通じて、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受け経済的に困窮しているひとり親家庭や生活困窮世帯に対し、現金や現物の給付を奈良市独自給付も含めて行ってきました。

しかし、この取り組みは子どもの貧困対策としては一部のものであり、子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、推進されなければなりません。

本市では第一期計画から取り組んできた子どもの貧困対策をさらに推進するため、今回の第二期計画では後述する形として子どもの貧困対策に取り組み、子どもの貧困の解消を目指します。

## 参照 子どもの貧困対策の推進に関する法律

## 第2条第1項

子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

## 第2条第3項

子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

## 視点2 つながりから、誰一人取り残さない社会へ

近年、地域や家族など共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、生活課題を抱えながらも誰にも相談する相手がなく、また制度の狭間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。人口減少、少子高齢化に伴う家族構造の変化と多様化により、生活課題も複雑になり、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、貧困や虐待、ヤングケアラー、自殺等のように複数の発生要因が絡み合って起こる生活課題に対応できないケースも増加しています。

複雑化・複合化した課題を抱えた世帯は、地域の中で孤立するだけでなく、社会の制度にもうまくつながらず、状況が悪化してしまい、解決の糸口がみつからないまま、さらに孤立を深め、本人の生活が成り立たなくなることもあります。

このような問題に対処するため、本市では地域共生社会の実現のために各相談機関をはじめとして「つながり」を意識し、誰一人取り残さない社会の形成をめざします。

具体的には、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、相談者の属性等に関わらず相談を受け止め課題の解きほぐしや整理を行い重層的な支援に取り組みます。

これにより、貧困や経済的困窮を含む何らかの生活課題を抱えた世帯が生活課題ごとに窓口を探さなくても、適切な支援団体や制度につながり、よりよい生活を送れるよう庁内の支援体制強化をめざします。

また、既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、地域における資源の開発などを行います。

このような取組を行うには分野をまたいでの協力や連携が欠かせず、相談を受けた支援者も一箇所で抱え込んで孤立することがないような仕組みづくりが必要であり、地域や社会の支援も含めて取り組む必要があります。

\*地域共生社会…制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

\*ヤングケアラー…年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障害・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども。

## コラム 重層的支援体制整備事業について

社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業が創設された背景として、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状があります。

従来分野別の支援体制において、複合的な課題や狭間のニーズに対応するために、属性を問わず相談を受け止める窓口を設置する場合、各制度の補助金等の目的外使用と指摘されないように属性ごとのタイムスタディ等での按分処理が必要となり、市町村の事務負担の増大により実施しにくいという実情がありました。

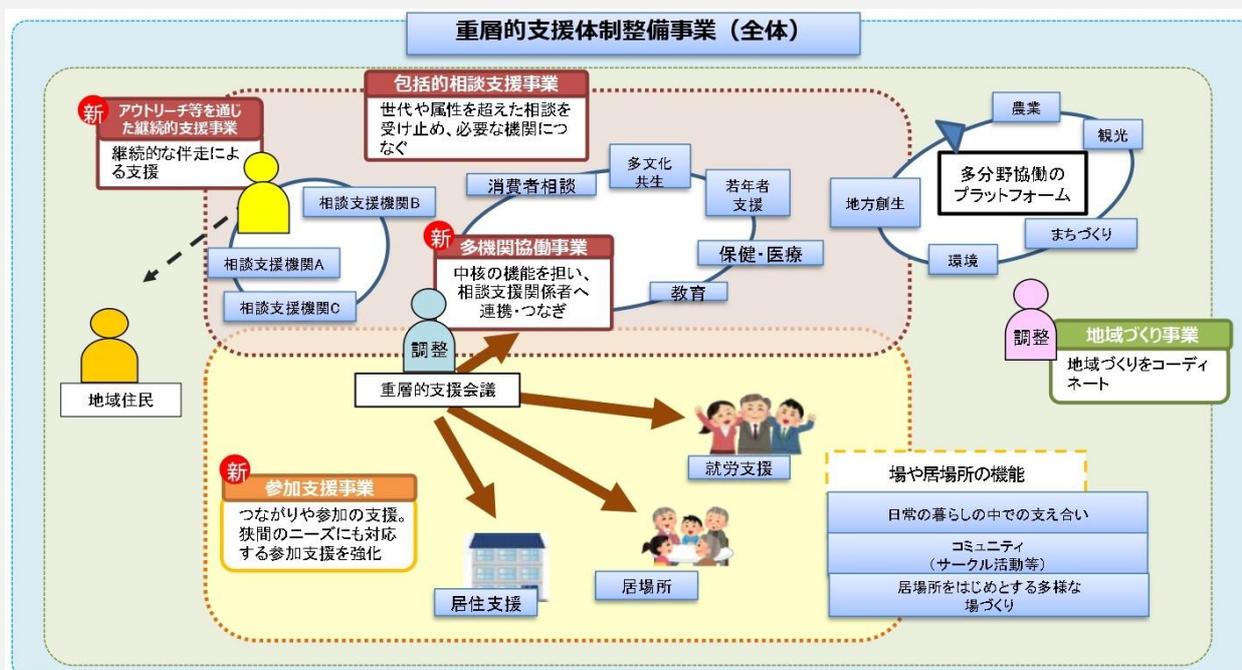
そのため、属性を問わず広く地域住民を対象とした重層的支援体制整備事業を創設し、この事業を実施する市町村に対して交付金を一体的に交付することで、市町村において属性や分野を超えた取組を柔軟に実施可能となり、課題を抱える相談者やその世帯への包括的な支援や、地域住民等による地域福祉の推進を展開しやすい仕組みになっています。

重層的支援体制整備事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。

なお、市町村全体がチームとして支援を進めるためには、市町村、地域住民や地域の関係機関等が議論を行い、考え方や進め方などを共有しながら取組を進めていくプロセスを丁寧に行う必要があります。このため、全ての市町村が実施する必須事業ではなく、実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業としています。

(資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より)

### <重層的支援体制整備事業における各事業のイメージ図>

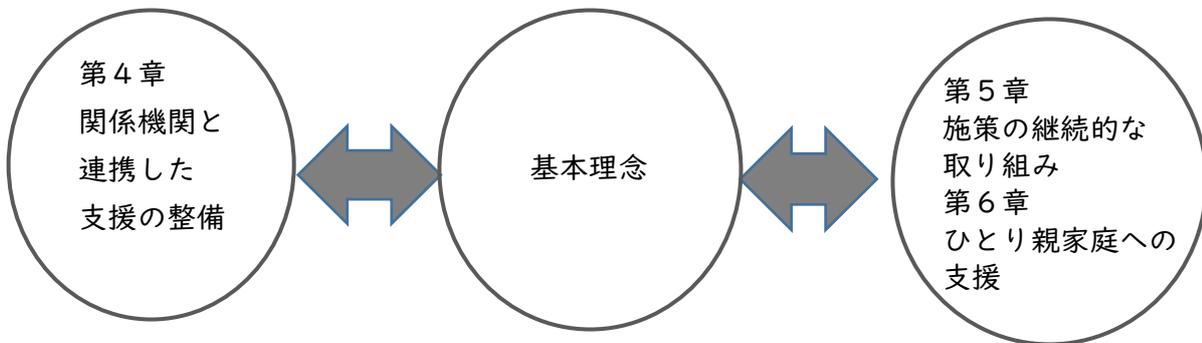


(資料：厚生労働省「重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて」より)

## 第2部 対策推進編

### 施策体系の関係

「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の基本理念に基づき、施策を実行します。



#### 基本理念

すべての子どもが今を幸せに生き、将来に夢と希望を持って成長することができるような、子どもにやさしいまち

#### 第4章 関係機関と連携した支援の整備

相談体制の強化	奈良市子どもセンター
	奈良市子育て世代包括支援センター
	個別相談の充実
関係機関との連携	地域の多様な主体による支援
つながり	フードバンク事業による協働体制の強化

#### 第5章 施策の継続的な取り組み

経済的支援の充実	子育てに係る経済的負担の軽減
	就労機会確保のための支援
子どもの居場所確保	居場所の整備
	地域における資源の開発
生活支援の充実	くらしに必要な子育て、保育の環境整備
	子どもと保護者の心身の健康増進
教育支援の充実	学力の向上に向けた取り組み
	個々の状況に応じた教育の充実

#### 第6章 ひとり親家庭への支援 — 各種制度による負担の軽減

## I 基本理念

本計画では、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成 26 年 12 月 25 日条例第 51 号）に基づく基本理念である「すべての子どもが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望を持って成長することができるような、子どもにやさしいまち」を受け、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないように、教育の機会均等や必要な環境整備等を図り、すべての子どもがその将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現をめざします。

また、「子どもの貧困」については、経済的貧困のみではなく、社会的・文化的な環境が十分ではない状況におかれていることが多く、複雑な課題を子どもも保護者も抱えています。

そのため、子どもの貧困対策推進施策として、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の基本理念を踏襲し、本計画では「関係機関と連携した支援の整備」と「施策の継続的な取り組み」「ひとり親家庭への支援」の 3 つの観点から、施策を実施します。

## 【基本理念】

すべての子どもが今を幸せに生きることができ、  
将来に夢と希望を持って成長することができるような、  
子どもにやさしいまち

## ※奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

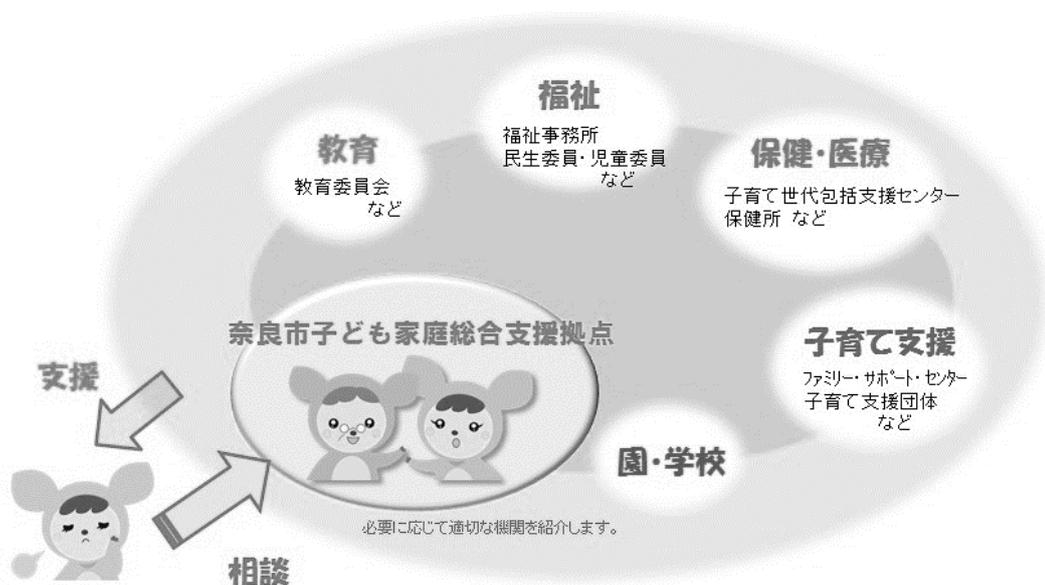
奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、及び子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的としており、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されること、子どもの最善の利益を第一に考慮すること、子どもにやさしいまちづくりを進めることは奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるということを理念として掲げています。

## 2 相談体制の強化

### <総合相談>

支援が必要な家庭に携わる支援者は、庁内外の支援や相談窓口についての情報を把握し、家庭の困りごとに合わせて適切な支援につなぎます。

また、子育てについて困りごとがあり、どこに相談したらよいか悩んでいる方には、奈良市子どもセンター内にある「子ども家庭総合支援拠点」が子育て家庭に関わる相談について総合的に受付を行い、必要とする支援を見つけ、関係機関との連携を図ります。



※奈良市子どもセンター（令和4年4月開設）

柏木公園隣に奈良市子どもセンターを設置し、妊娠期から切れ目のない子ども・家庭への総合的な支援体制の拠点となり、子どもの健やかな成長、子どもの安心・安全の確保と地域社会全体で子どもや家庭を支える環境を目指します。

事業名	事業内容
児童相談所・一時保護所	専門職を配置し、専門的な診断をもとに相談や援助を行います。 様々な理由によって家庭で暮らせなくなった子どもの安全を確保するとともに、施設や里親へ養育を委託します。
子どもの発達支援	言語・情緒・行動に発達の課題をかかえる就学前の幼児とその保護者を対象に発達相談や園巡回相談を実施しています。
発達支援親子教室	幼児（おおむね2～3歳児）とその保護者が集い、遊びを通じて発達段階に応じた適切な関りを体験します。
子ども家庭総合支援拠点	市民に身近な相談窓口として気軽に子育てに関する相談ができます。こんにちは赤ちゃん訪問や、助産制度・ショートステイ事業等により、様々な子育てニーズに対応します。
地域子育て支援センター	子ども（概ね0～3歳）とその保護者の遊びや交流の場を提供します。子育てに関する相談窓口になるとともに、様々な子育てに関する情報を提供します。
キッズスペース	子どもの年齢や成長過程に応じた様々な遊びやコミュニケーションを通し、子どもの健全な育成に寄与する環境及び保護者が安らぎを感じ、子どもたちを支える様々な人々と交流ができる空間を提供します。

※奈良市子育て世代包括支援センター

はぐくみセンター（奈良市保健所・教育総合センター） 母子保健課内及び 都祁保健センター	妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく、親子をサポートする総合的な相談窓口としての役割とともに、関係機関との連絡調整なども行います。
---	--

<個別相談>

個別施策の展開にあたって、子育てや就労などの様々な問題を抱えている家庭に必要な支援につなぐため、庁内外の連携体制の強化と支援情報の周知を行います。

【主な施策】

事業名	事業内容	担当課
教育相談	教育センターにて個別カウンセリングを実施し、教育に関わる様々な悩みに対応します。	教育支援・相談課
スクールカウンセリング	全市立学校にスクールカウンセラーを配置して有効に活用し、不登校児童生徒及びその保護者への支援に努めます。	教育支援・相談課
いじめ等に関する相談	「いじめ」をはじめとする様々な問題で悩むことなく、安心して学校生活を送ることができるよう、電話相談、メール相談を行っています。	いじめ防止生徒指導課
特別支援教育にかかわる教育相談	特別な支援を必要とする児童生徒が、円滑に学校生活を送れるよう、障がいの状況を把握し、指導助言を行います。	教育支援・相談課
子育て支援アドバイザー事業	子育て支援アドバイザーとして登録した地域の子育て経験豊かな市民を乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談等を行います。	子ども育成課
家庭児童相談	育児・養育に関する相談、家族関係に関する相談など、家庭の様々な問題に関する相談に応じます。	子育て相談課
妊産婦・乳幼児健康相談	妊婦の妊娠中の不安や、心配事及び乳幼児をもつ保護者の子育てに関する心配事などに対し、保健師・助産師・栄養士・心理相談員・歯科衛生士による、電話や来所相談等を行います。	母子保健課
思春期相談	思春期のこころやからだについての困りごとに、電話やメール（匿名）で保健師や助産師が相談に応じます。	母子保健課

事業名	事業内容	担当課
母子・父子自立支援員による相談	ひとり親家庭等又は離婚前の人を対象に、生活全般や子どものこと、就職や自立の支援、資金の貸付等あらゆる相談に応じます。	子ども育成課
すこやかテレフォン事業	いじめ問題や青少年が自ら抱える誰にも相談できない悩み、保護者からの健全育成に関する相談に応えるため、年中無休で専門の相談員が電話による相談に応じます。	いじめ防止生徒指導課
女性問題相談	女性問題相談室では、家族・DV・結婚・子育て・性に関することや家庭の問題、そして自分の生き方等の悩みについて、女性問題相談員が相談に応じます。	共生社会推進課 男女共同参画室
女性のための無料法律相談	女性を取り巻く様々な法律問題について女性弁護士が相談に応じます。	共生社会推進課 男女共同参画室
消費生活相談	消費と商品に関する相談や苦情を受け付けています。資格を持った専門相談員が相談者と事業者の間に立ち、トラブル解決をお手伝いします。	産業政策課

### 3 関係機関との連携

地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくりを推進するため、地域の多様な主体が日常的に子育て家庭を支えます。

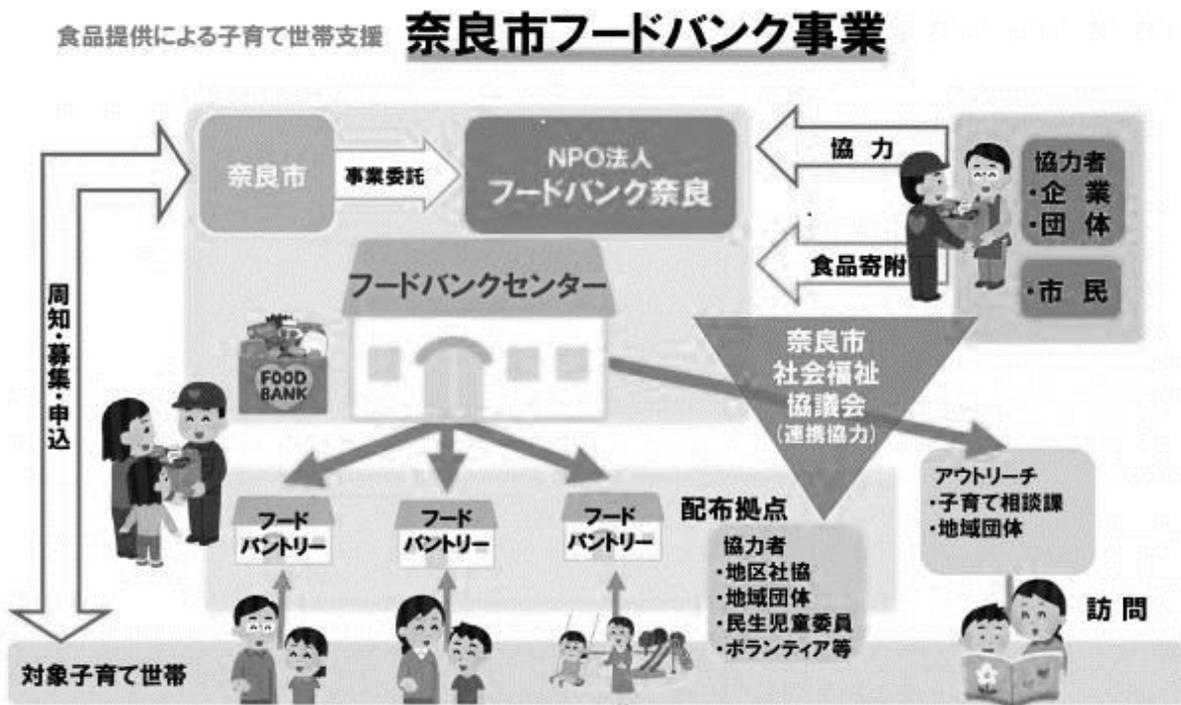
#### 【主な施策】

事業名	事業内容	担当課
民生委員・児童委員活動	民生委員・児童委員は、子どもや子育て家庭によりそい、子育てや困りごとの相談にのり、地域や専門機関、専門家につながります。相談支援機能の強化を図るため、過去の相談内容の分析を行い、民生委員・児童委員への汎用性のあるフィードバックを検討します。	福祉政策課
家庭教育支援事業	公民館を拠点として、地域住民が地域の家庭教育に関する課題について話し合い、学び合うことにより、課題解決を図ります。	地域教育課
保育所及び幼稚園等と小学校との連携の推進	中学校まで連携・接続した教育をめざし、保育所及び幼稚園、認定こども園から小学校への滑らかな接続を図るとともに、小学校との連携を推進します。	保育総務課
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。	子育て相談課
子育て世代支援PR事業	奈良市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、子育て情報を一冊にまとめた子育て情報ブックを作成・配布しています。	子ども政策課

## 4 つながり

奈良市フードバンクセンター（佐紀町）を拠点として奈良市社会福祉協議会や子ども食堂等の連携を深め、地域においてフードドライブやフードパントリー等が行えるように協働・支援体制を整えます。

事業名	事業内容
フードバンク事業	ひとり親世帯等経済的に困難な子育て世帯に対し、余剰食材を市民や事業者から提供を募り、フードパントリー形式で提供します。



## コラム フードバンク活動を通じての「協働」

新型コロナウイルス感染症の影響により、働き方の変更や収入減少となった世帯が出ました。

特に、ひとり親世帯や生活困窮世帯の中には、仕事を失い生活が苦しくなった世帯もあり、食糧支援の必要性が高まりました。

日本における子どもの貧困はこれまで絶対的貧困よりも相対的貧困が問題となってきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、子どもの貧困が深刻化する恐れもあるという状況から、本市では令和2年から「フードバンク事業」として事業受託事業者に事業委託を行い、ひとり親世帯や生活困窮の子育て世帯に対して、企業や個人等から余った食品を集め（フードドライブ）、フードパントリー形式で食品を提供してきました。

フードドライブやフードパントリーにおいて、地元の民生児童委員や地区社会福祉協議会等の協力を得て、各拠点での活動を行うことができ、市だけではなく、企業、団体、個人等が互いに協力して事業を展開しています。

「もったいないをありがとうに」の理念のもと、第二期計画においてもフードバンク事業を継続し、引き続きひとり親世帯や生活困窮の子育て世帯に対して食糧支援を行います。

また、地域の子ども食堂や食品提供企業等の連携を深め、食糧支援のネットワークづくりを強化します。

※相対的貧困…その国や地域の水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態のことを指しており、所得で見ると世帯の所得がその国の等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない状態のことを言います。

つまり、その国の文化的な水準や生活水準と比較して困窮している状態とも言えます。

※絶対的貧困…国・地域の生活レベルとは無関係に、生きるうえで必要最低限の生活水準が満たされていない状態を示します。

つまり、きょう食べる物もない、住む場所もないという状態のことを言います。

世界銀行では「国際貧困ライン」で生活する人を貧困層と定めており、国際貧困ラインは1日あたり1.9ドル（約200円）で生活する層と設定されていますが、日本では憲法第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と謳っており、生存権の保障を生活保護制度で具体化していることから、生活保護基準額よりも所得が低い状態を改善する必要があります。

## 1 既存施策の充実

本市では、子どもを取り巻く課題に対応するために実施している事業を「経済的支援」「居場所の確保」「生活の支援」「教育の充実」の4つに整理し、個別施策の充実を図ります。

### ① 経済的支援の充実

- 各種手当や医療費助成、就学援助等の各種支援を活用し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。
- 就労収入により生活の安定を図るため、就労相談や資格取得等の就労支援の充実を図り、就労機会確保のための支援を行います。

### ② 子どもの居場所確保

- 子どもの健やかな成長のために、子どもの居場所の確保を図ります。
- 地域子育て支援拠点等の公の施設だけでなく、居場所の整備、地域における資源の開発などを行います。

### ③ 生活支援の充実

- 子育て世帯のくらしに必要な子育て、保育の環境を整備します。
- 子どもと保護者の心身の健康増進に努めるとともに、子育て世帯の様々な悩みに寄り添った相談支援体制の充実を図ります。

### ④ 教育支援の充実

- 子どもたちが家庭環境等に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし夢に挑戦できるよう学力の向上に向けた取組を進めます。
- 学校や地域と連携し、多様な状況にある子どもたちに対し、個々の状況に応じた教育の充実、生きる力をはぐくむための機会の提供を進めていきます。

## 2 個別施策一覧

ここに掲げている事業については、継続している主な事業を整理したものです。本計画を基に、これらの事業を整備・充実するとともに、必要な事業を検討していきます。

### ① 経済的支援の充実

- 各種手当や医療費助成、就学援助等の各種支援を活用し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。
- 就労収入により生活の安定を図るため、就労相談や資格取得等の就労支援の充実を図り、就労機会確保のための支援を行います。

#### 【主な施策】

事業名	事業内容	担当課
児童手当	0歳から中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前の子どもを養育している方に手当を支給します。	子ども育成課
子ども医療費助成	健康保険に加入している0歳から15歳になった後の最初の3月31日までの子どもを対象に医療費の一部を助成します。	子ども育成課
幼児教育・保育無償化	0～2歳児の住民税非課税世帯等と3～5歳児の子育て世帯に対し、保育料等を一定額まで無償とします。	保育所・幼稚園課
就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる小・中学生の保護者に対し、学校教育法第19条に基づき学用品費・給食費等必要な援助を行い、全ての学齢児童生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	教育総務課
生活困窮者支援	生活困窮者等自立支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業の推進を図ります。 また、自立相談支援事業の周知を図り、関係各所との連携を密にして、支援対象者の状況に応じた就労支援を実施することにより、生活困窮者及び生活保護受給者の生活の安定、就労による自立を促進します。	福祉政策課

## ② 子どもの居場所確保

- 子どもの健やかな成長のために、子どもの居場所の確保を図ります。
- 地域子育て支援拠点等の公の施設だけでなく、居場所の整備、地域における資源の開発などを行います。

### 【主な施策】

事業名	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業	保護者等が昼間家庭にいない児童の健全な育成を目的に、授業の終了した放課後及び春・夏・冬休みや土曜日等の学校休業日に家庭に代わる生活の場として、適切な遊びや生活の支援を行います。	地域教育課
放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校の余裕教室等を活用し、各小学校運営委員会が中心となって、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	地域教育課
児童館	子どもに遊びを与えて健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として運営するとともに、地域の子育て支援拠点として、子育て親子を対象とした交流・相談・情報提供、その他の援助を行う子育て広場を実施し、地域における子育て支援の充実を目指します。	子ども育成課
地域子育て支援拠点事業	子育て親子が気軽に、かつ自由に交流できる場の提供、育児相談等を実施し、全ての子育て家庭を地域で支える取組を行います。	子ども育成課
公民館	子育て支援関連の主催事業を実施し、育児・子育て中の親子の交流の場や保護者同士の交流・情報交換の場を提供します。また、子育て支援の情報を広く発信します。	地域教育課

### ③ 生活支援の充実

- 子育て世帯の暮らしに必要な子育て、保育の環境を整備します。
- 子どもと保護者の心身の健康増進に努めるとともに、子育て世帯の様々な悩みに寄り添った相談支援体制の充実を図ります。

#### 【主な施策】

事業名	事業内容	担当課
保育事業	保護者の就労または疾病などにより、家庭で保育できない就学前の子どもを特定教育・保育施設等にて預かり、保護者に代わって保育を行います。	保育総務課 保育所・幼稚園課
一時預かり	家庭での保育が一時的に困難となる場合や、育児に伴う身体的・心理的負担の軽減のため、児童を保育所等で預かります。	保育所・幼稚園課
子育て短期支援事業	児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で児童を預かります。	子育て相談課
ファミリー・サポート・センター事業	育児の「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」が、依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、地域の中で子育ての相互援助活動を行います。	子ども育成課
養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問等により、養育に関する相談、助言等の支援を行います。	子育て相談課
利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を行います。	子ども育成課 保育所・幼稚園課 母子保健課
市営住宅の定期空家募集(子育て世帯向け)	小学校就学前の児童がいる世帯を対象とし、年4回の定期空家募集において、随時子育て世帯向けの市営住宅等を募集します。	住宅課

市営住宅の定期空家募集(多 子世帯向け)	18歳未満の児童が3人以上いる世帯 を対象とし、年4回の定期空家募集にお いて、随時多子世帯向けの市営住宅等 を募集します。	住宅課
-------------------------	---	-----

#### ④ 教育支援の充実

- 子どもたちが家庭環境等に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし夢に挑戦できるよう学力の向上に向けた取組を進めます。
- 学校や地域と連携し、多様な状況にある子どもたちに対し、個々の状況に応じた教育の充実、生きる力をはぐくむための機会の提供を進めていきます。

##### 【主な施策】

事業名	事業内容	担当課
学校サポート事業	教員志望の大学生が学校の教育活動へのサポートにあたります。	学校教育課
学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもが安心できる居場所を設置し、自立に向けた生活習慣や基礎的学力・学習習慣を身に付けるための学習支援を実施します。	子ども育成課
地域で決める学校予算事業	各中学校区地域教育協議会が学校園と連携・協働しながら子どもを育てる体制をつくり、子どもたちの教育活動の充実と地域教育力の再生、地域コミュニティの活性化を図ります。	地域教育課

##### 【特に配慮を要する子どもへの支援】

事業名	事業内容	担当課
特別支援教育に関する支援の充実	特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。	教育総務課
外国人の児童生徒への支援	「帰国・外国人児童生徒及び外国にルーツをもつ児童生徒」に対する日本語指導の取組を進めています。	学校教育課

## 1 ひとり親家庭への支援に向けた本市の方向性

ひとり親世帯の相対的貧困層の割合は 56.1%と依然として高いことが今回のアンケートより明らかになったことから、ひとり親世帯に対する支援の充実を図ります。

## 2 ひとり親家庭への施策の展開

### 【主な施策】

事業名	事業内容	担当課
児童扶養手当	児童の健全育成を目的とし、父または母と生計を同じくしていない児童や父または母が重度の障がいの状態にある児童を養育している母または父（または、母または父にかわってその児童を養育している者）に手当を支給します。	子ども育成課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の疾病の早期発見と治療を促進し、経済的な負担を支援することを目的として、健康保険に加入しているひとり親家庭などの 18 歳未満の児童とその父または母などを対象に医療費の一部を助成します。	子ども育成課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職するために有利な教育訓練講座を受講する場合、受講料の一部を給付します。	子ども育成課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が対象資格の取得を目指して養成機関で修業する場合に、受講期間の一定期間について訓練促進給付金等を給付します。	子ども育成課

事業名	事業内容	担当課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	配偶者のないひとり親の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の修学等に必要な資金の貸付を行います。	子ども育成課
母子家庭等就業・自立支援センター	奈良県と共同で母子家庭等就業・自立支援センターを運営し、母子家庭の母等の就業による自立を支援します。	子ども育成課
養育費等支援事業	養育費等相談を実施し、離婚や別居に伴う子どものための養育費等について専門相談員が相談に応じます。また、弁護士による法律相談を実施し、養育費等相談とあわせてひとり親家庭等の養育費確保を支援します。	子ども育成課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が技能習得のための通学や修得活動等自立促進に必要な事由または疾病などの理由により、一時的な生活援助、保育サービスを必要とする場合に、家庭生活支援員が食事や身の回りの世話をを行います。	子ども育成課
母子生活支援施設	母子家庭及びこれに準ずる事情にある女性が、経済的・精神的不安定などの理由で、監護している児童の福祉に欠けるところがある場合においてその保護者から申込があったときは、母子生活支援施設への入所措置を行います。	子育て相談課
市営住宅の定期空家募集(母子・父子世帯向け)	20歳未満の子がいる、配偶者(事実婚を含む)のない(ひとり親)世帯を対象とし、年4回の定期空家募集において、随時母子・父子世帯向けの市営住宅等を募集します。	住宅課

## 1 計画の推進体制

本計画は、教育、保健、福祉等の幅広い分野にわたり総合的、効果的に推進する必要があり、庁内関係部署をはじめ子育てに関係する支援団体や地域住民等の協力が不可欠です。

そのため、市民等に対して積極的に情報を提供していくとともに、行政、各種団体、地域の支援者との連携を強化・充実していきます。

ただし、さまざまな取組において生活が困難な家庭への偏見の助長や差別を生むことのないよう、十分な配慮が必要です。

## 2 計画の進捗管理

子どもの貧困対策は多岐にわたり、状況に応じて重点とされる施策が変わっていくため、現状把握と理解に努めるための情報・データ収集を行い、得られた情報・データを価値判断の材料として意思決定を行い、実行に移します。

そして、情報収集→価値判断→意思決定→実行を繰り返して子どもの貧困率改善につなげます。

具体的には、庁内各課で実施している施策や事業について、子どもの貧困対策推進会議で主要事業の進捗確認を行い、有識者からの意見を交え主要事業が子どもの貧困対策に効果的であるかを判断し、本市の子どもの貧困対策としての位置づけを決め、施策の展開及び軌道修正を図ります。

### 3 経済的困難等を抱える子どもに関する指標

国の「子供の貧困対策に関する大綱」、奈良県の「経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」に掲げる指標からみた、本市の状況は次のとおりです。

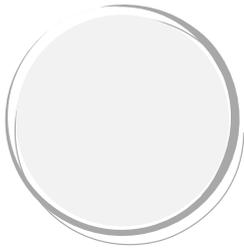
指標	奈良市 (R3 直近値)	奈良県 (R2 直近値)	全国 (R2 直近値)	備考 ○…市出所 ◎…県出所 ●…国出所
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	94.7% (R2)	95.5% (R2)	93.7% (R2)	○保護課調べ ◎奈良県地域福祉課調べ ●厚生労働省社会・援護局保護課調べ
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1% (R2)	3.9% (R2)	4.1% (R2)	○保護課調べ ◎奈良県地域福祉課調べ ●厚生労働省社会・援護局保護課調べ
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率（専修学校等を含む）	34.1% (R2)	35.8% (R2)	37.3% (R2)	○保護課調べ ◎奈良県地域福祉課調べ ●厚生労働省社会・援護局保護課調べ
生活保護世帯の子供の就職率（中学校卒業後）	1.8% (R2)	0.6% (R2)	1.0% (R2)	○保護課調べ ◎奈良県地域福祉課調べ ●厚生労働省社会・援護局保護課調べ
生活保護世帯の子供の就職率（高等学校卒業後）	43.2% (R2)	49.0% (R2)	43.6% (R2)	○保護課調べ ◎奈良県地域福祉課調べ ●厚生労働省社会・援護局保護課調べ

指標	奈良市 (R3 直近値)	奈良県 (R2 直近値)	全国 (R2 直近値)	備考 ○…市出所 ◎…県出所 ●…国出所
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校）	88.4% (R2)	—	54.2% (R元)	○いじめ防止生徒指導課調べ ●文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（中学校）	85.7% (R2)	—	59.7% (R元)	○いじめ防止生徒指導課調べ ●文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
スクールソーシャルワーカーの配置人数	3人 (R2)	9人 (R元)	2,659人 (R元)	奈良県指標 ○いじめ防止生徒指導課調べ ◎奈良県立教育研究所調べ ●文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
スクールカウンセラーの配置率（小学校）	100.0% (R2)	98.5% (R2)	84.7% (R2)	○教育支援・相談課調べ ◎奈良県立教育研究所調べ ●文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
スクールカウンセラーの配置率（中学校）	100.0% (R2)	100.0% (R2)	91.1% (R2)	○教育支援・相談課調べ ◎奈良県立教育研究所調べ ●文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
就学援助の受給率（小・中学校）	小学校 10.9% 中学校 13.4% (R2)	12.8% (R元)	14.5% (R元)	奈良県指標 ○教育総務課調べ ◎奈良県こども家庭課調べ ●文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ
就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	実施	入学時 47.5% (R2) 進級時 67.5%	入学時 55.6% (R2) 進級時 84.5%	

指標	奈良市 (R3 直近値)	奈良県 (R2 直近値)	全国 (R2 直近値)	備考 ○…市出所 ◎…県出所 ●…国出所
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	実施	—	82.3% (R2)	○教育総務課調べ ●文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	実施	—	83.8% (R2)	○教育総務課調べ ●文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ
電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯・電気料金）	3.2% (R3)	—	14.8% (H29)	○子どもの生活に関するアンケート ●生活と支え合いに関する調査（特別集計）
電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯・ガス料金）	4.0% (R3)	—	17.2% (H29)	○子どもの生活に関するアンケート ●生活と支え合いに関する調査（特別集計）
電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯・水道料金）	3.2% (R3)	—	13.8% (H29)	○教育総務課調べ ◎奈良県こども家庭課調べ ●文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ
電気、ガス、水道料金の未払い経験（子供がある全世帯・電気料金）	0.6% (R3)	—	5.3% (H29)	○子どもの生活に関するアンケート ●生活と支え合いに関する調査（特別集計）
電気、ガス、水道料金の未払い経験（子供がある全世帯・ガス料金）	0.7% (R3)	—	6.2% (H29)	○子どもの生活に関するアンケート ●生活と支え合いに関する調査（特別集計）

指標	奈良市 (R3 直近値)	奈良県 (R2 直近値)	全国 (R2 直近値)	備考 ○…市出所 ◎…県出所 ●…国出所
電気、ガス、水道料金の未払い経験 (子供がある全世帯・水道料金)	0.6% (R3)	—	5.3% (H29)	○子どもの生活に関するアンケート ●生活と支え合いに関する調査(特別集計)
○食費を切りつめた ●食料又は衣服が買えない経験 (ひとり親世帯・食料が買えない経験)	29.6% (R3)	—	34.9% (H29)	○子どもの生活に関するアンケート ●生活と支え合いに関する調査(特別集計)
○新しい衣服や靴を買うのを減らした ●食料又は衣服が買えない経験 (ひとり親世帯・衣服が買えない経験)	41.6% (R3)	—	39.7% (H29)	○子どもの生活に関するアンケート ●生活と支え合いに関する調査(特別集計)
○食費を切りつめた ●食料又は衣服が買えない経験 (子供がある全世帯・食料が買えない経験)	18.2% (R3)	—	16.9% (H29)	○子どもの生活に関するアンケート ●生活と支え合いに関する調査(特別集計)
○新しい衣服や靴を買うのを減らした ●食料又は衣服が買えない経験 (子供がある全世帯・衣服が買えない経験)	26.7% (R3)	—	20.9% (H29)	○子どもの生活に関するアンケート ●生活と支え合いに関する調査(特別集計)

指標	奈良市 (R3 直近値)	奈良県 (R2 直近値)	全国 (R2 直近値)	備考 ○…市出所 ◎…県出所 ●…国出所
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯・重要な事柄の相談）	14.4% (R3)	—	8.9% (H29)	○子どもの生活に関するアンケート ●生活と支え合いに関する調査（特別集計）
ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯）	91.8% (R3)	91.4% (R 元)	81.8% (H28)	○子どもの生活に関するアンケート ◎奈良県子どもの生活に関する実態調査 ●全国ひとり親世帯等調査
ひとり親家庭の親の就業率（父子世帯）	77.3% (R3)	94.1% (R 元)	85.4% (H28)	○子どもの生活に関するアンケート ◎奈良県子どもの生活に関する実態調査 ●全国ひとり親世帯等調査
子供の貧困率（国民生活基礎調査）	16.8% (R3)	—	13.5% (H30)	○子どもの生活に関するアンケート ●国民生活基礎調査
ひとり親世帯の貧困率（国民生活基礎調査）	56.1% (R3)	—	48.1% (H30)	○子どもの生活に関するアンケート ●国民生活基礎調査
スマイルセンター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業相談件数	1,638 件 (R2)	2,450 件 (R 元)	87,241 件 (R 元)	奈良県指標 ○子ども育成課調べ ◎奈良県こども家庭課調べ ●厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ



# 資料編

## I 策定の経過

---

令和3年	4～6月	アンケート調査委託業者の選定
	6～7月	アンケート調査案作成
	8月	子どもの豊かな未来応援プラン（子どもの貧困対策） 庁内会議
	9月	市内公立小学校、市内公立中学校にアンケート配布調整 子どもの豊かな未来応援プラン（子どもの貧困対策） 推進会議有識者へアンケート調査案の修正依頼 支援者にアンケート配布
	10月	アンケート調査票最終校正
	11月	市内公立小学校、市内公立中学校にアンケート配布
令和4年	12月	子どもの豊かな未来応援プラン（子どもの貧困対策） 推進会議で計画案骨子を議論
	1月	子どもの豊かな未来応援プラン（子どもの貧困対策） 推進会議で計画案を議論
	2月	パブリックコメント公開（2月14日～3月15日）
	3月	子どもの豊かな未来応援プラン（子どもの貧困対策） 庁内会議及び推進会議有識者へ計画最終校正 第二期奈良市子どもの豊かな未来応援プラン （奈良市子どもの貧困対策計画）策定

## 2 奈良市子どもの豊かな未来応援プラン

### (奈良市子どもの貧困対策計画) 推進会議開催要領

#### (趣旨)

第1条 本市における子どもの貧困対策に係る支援策に関する奈良市子どもの豊かな未来応援プラン(奈良市子どもの貧困対策計画)行動計画(以下「計画」という。)を適切かつ効果的に推進していくにあたり、外部の視点から意見等を求めるため、奈良市子どもの豊かな未来応援プラン(奈良市子どもの貧困対策計画)推進会議(以下「推進会議」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (意見等を求める事項)

第2条 推進会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗状況に関すること。
- (2) 計画の推進における新たな課題への対応等に関すること。
- (3) その他計画の推進に関し、市長が意見を求める必要があると認める事項。

#### (参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、推進会議への参加を求めることとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの貧困対策に関する団体・機関に属する者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定において、市長は、原則として、同一の者に継続して推進会議への参加を求めるものとする。

#### (運営)

第4条 推進会議の参加者は、その互選により進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認める時は、推進会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第5条 推進会議の庶務は、子ども育成課において処理する。

#### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は市長が定める。

#### 附則

この要領は、平成30年12月11日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

### 3 奈良市子どもの豊かな未来応援プラン

#### (奈良市子どもの貧困対策計画) 推進会議出席者名簿

●学識経験者・有識者

氏名	肩書
重松 敬一	奈良教育大学名誉教授
浜田 進士	特定非営利活動法人 子どもの権利条約総合研究所関西事務所長
五石 敬路	大阪市立大学大学院都市経営研究科准教授
川野 麻衣子	特定非営利活動法人 北摂こども文化協会理事長
村井 琢哉	特定非営利活動法人 山科醍醐こどものひろば理事長

(敬称略、順不同)